
令和2年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

令和2年3月13日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和2年3月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桑原 三平 議員
 2. 中田 元 議員
 3. 庭田 英明 議員
 4. 大多和安一 議員
 5. 河村 隆行 議員
 6. 藤升 正夫 議員

- 日程第2 議案第31号 請負契約の変更について(町道朝倉真田線七村橋補修工事)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桑原 三平 議員
 2. 中田 元 議員
 3. 庭田 英明 議員
 4. 大多和安一 議員
 5. 河村 隆行 議員
 6. 藤升 正夫 議員

- 日程第2 議案第31号 請負契約の変更について(町道朝倉真田線七村橋補修工事)
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 藤升 正夫君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠席議員(1名)

8番 大庭 澄人君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	栩木 昭典君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1番目の通告者、1番、桑原議員の発言を許します。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 改めましておはようございます。本日、1番目の質問者ということで大変緊張しております。1番、桑原でございます。

私は、2点、通告しております。自主財源の確保はということで、それと、一体感の醸成と地域の自主性ということで通告させていただいております。

まず、1番目の自主財源の確保はということで質問をさせていただきます。

今定例会の初日に、町長より令和2年度施政方針並びに提案理由説明書の提出があり、町長より令和2年度の方針を決定されておりましたが、この記述の中で、だんだんと先細る財源の確保についてでございます。

令和2年度はまだ何とか70億円近い予算編成ではございますが、令和3年度から地方交付税の一本算定ということで、だんだんと財政が厳しくなります。しかし、歳出では、人件費、扶助費、公債費等は横ばい状態、あるいは人口減少に伴う現象ぐらいで、そんなに経費は落ちておりません。

その中で、自主財源として、ふるさと応援寄附金制度により自主財源をふやすという提案もされておられるわけですが、私は、そのふるさと応援基金を増収に結びつける施策も確かに重要だということは認識しておりますが、去る3月10日に山陰中央新報には、邑南町の応援寄附金の増加の記事が載っておりましたですが、確かに邑南町では今年度1億6,000万円ぐらいの応援寄附金が集まったということでございます。

ただし、吉賀町における応援寄附金は300万円、今年度500万円ぐらい予定しているかと思いますが、私は、この自主財源を増収に結びつける政策は他力本願ではなく、個人、法人を問わず、住民の経済力、所得向上により、経済力、底力を増収させるための施策が必要だと考えております。町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、桑原議員の1点目の御質問でございます。自主財源の確保はということについて、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

令和2年度一般会計当初予算での自主財源の割合は、歳入全体の20.7%でございました。町税だけで申し上げますと8.1%となっているところでございます。

自主財源を確保するために、当町においてもふるさと納税制度による寄附額を増額させる取り組みを進める必要があるというふうに思っております。その一方で、御質問にあるように、地域の住民の皆さんや法人の所得を向上させ、税収を確保していくことも重要であると認識しております。

先ほどお話がございましたように、今回の施政方針の中に住民の所得向上や経済力を高める内容の記述がないということでもございました。しかし、まちづくり計画の1つの柱でございます魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりの項目の中で、るる申し上げておりますように、所得向上、あるいは経済力の向上に寄与できる施策として、施政方針の中で個別の具体の記述もさせておるところでございます。

具体的に申し上げますと、令和2年度の当初予算におきましては、産業振興の新規施策といたしまして、水田活用園芸への支援、地域商社による経済の振興、森林資源の有効活用等に取り組むことにしております。地域の農林業者の所得確保を目指していく考えでございます。

商工業につきましても、起業・創業や、地域内における経済循環の支援策等を進めまして、地

域経済の活性化による所得の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 確かに町長言われるとおり、この施政方針の中の各施策について、これを素直に展開していけば住民の方の所得向上につながる、あるいは法人としての企業経営が成り立つということにつながるの町税、あるいはほかの利用料、使用料の収入につながる。風が吹けばという形も思うわけですが、これをするによって町税の所得税、あるいはそうした税収が何割ほど上がるか、何パーセント上がるか、そうしたことについての数字について、どのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 施政方針の中で、個別具体の施策を、特に農林業、商工業について列記をさせていただいておりますが、今、御質問がございましたように、それじゃ、それを展開することによって、結果的に、特に令和2年度の後半のところでのどの程度の税収が上がってくるのか、そうした試算ということ、それから、目標値、こうしたことについては今回の施政方針の裏づけのものとしては持ち得ているものではございません。

ただ、これまでも全員協議会の中で何度も御説明をさせていただいておりますように、向こう10年間で中期財政計画を立てる中では大変厳しい状況というのは御認識のとおりでございます。我々も重々承知をしているつもりでございますが、その向こう10年間の推計が、我々が想定している中期財政計画の中で事が運ぶことができるように、その本線から大幅な逸脱がないようにするために、全体に入る税収も、自主財源の確保ということで取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） なかなかそういった試算は難しいということでございますが、町の基幹産業であります農林業、あるいは土木工事業、そうしたことと、また、誘致工場であります産業振興、そして、山林の森林資源の活用、なかなか現実として、先ほど申しました邑南町なんかは、応援寄附金に充てる返礼品の種類でも300種類からそれをもっとふやしてという形で、ようやく2,500万円ぐらいになって、それで、5,000万円ぐらいになって1億円を目指していこうというふうな形になって、それが今年度は3倍になった、1億6,000万円ぐらいになったというのはなしでございますが、そういう地元でそうした資材、資料があるわけです。その中でそうした自力がついているから返礼品でもできるわけですが、吉賀町で、今、特産品といっても、本当に数えるぐらいしか、米以外になかなかないわけです。そしたら何があるかといったら、指を折っても数えるぐらいしかないわけです。

ということは、今の状況を考えてみたら、それを支えるのが行政だと私は考えておりますが、

再度、その辺について町長の考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ふるさと応援寄附金の返礼のお品の件については、以前から御指摘がほかの議員さんからもあるところをごさいますて、現状を申し上げますと、今、パンフレット等で御紹介、ネット等で御紹介をさせていただいております返礼品の数は19だと思ひます。主にはお米と、それから、地元のものを使ったお酒、焼酎、こうしたものが主な産品、お返しの商品ということでござひますが、先般も地域商社のいわゆる将来設計の中で、この返礼品を200ぐらいまでふやしていきたくいとお話をさせていただいたと思ひます。

それを目指するために少しずつ歩みを進めていこうということでござひますし、もう一つは、行政みずからが頑張るといふことで、これも御紹介をさせていただきました職員が今の現行の提案制度の中で、それぞれ知恵を出して、今、リストアップ、ラインナップとして86、出していると思ひます。これが全て返礼品として使えるかどうかといふのは、それはやはり問題がある部分もあろうかとも思ひますけど、それにしても、それだけの知恵を出して、職員がみずから出して、返礼品の開拓もしていこうといふような意気込みでござひます。

86が100%返礼品になれば一番いいわけでござひますが、それを今から精査をさせていただいて、実際、ネット等で返礼品のお品として御紹介ができるように取り組んでいきたくい、そんな気概を持って、今、全職員上げて頑張ろうとしているところでござひます。

ほかの自治体のお話もござひました。特にこうして新型コロナの感染症の関係で、吉賀町だけでなくして島根県内、そして、全国の経済が非常に冷え込むといひますか、非常に危惧をされているところでござひます。そうしたところもござひますので、これからまたどうした局面が来るかといふようなことも危惧をされるわけでござひますが、早めのところで対策を打って、経済対策も考えていきたくいといふふうにお思ひしております。

それから、町内の企業さんのほうでは、以前からお話がありますように、従業員の確保のことが非常に問題になっていました。吉賀町も御多分に漏れずそのような状況でござひますけど、商工業、特に工業の関係で申し上げますと、今、そうは言いながら吉賀町の商工業といひますか、工業の関係も非常に頑張っていると思ひますし、少し古い統計で申し上げるので大変恐縮なんですけど、工業生産は、島根県11の町村がござひますが、吉賀町はランキングは総生産額は2番目なんです。1位が奥出雲町で、2番が吉賀町で、3番目が邑南町といふことで、少し古いデータでいひますと、吉賀町の工業の総生産額は年間で131億円なんです。ですから、非常に農林業も頑張っていると思ひますし、そうした面でも、工業の面でも、製造業も非常に頑張っているといふことですから、そうしたことも含めて、町内が全体に潤うような施策を打って、自主財源である個別の税収を上げるようなことを、これは行政だけでなくして、関係

する商工会もそうでしょう、そうしたところと連携をしながら、いろいろな話をしながら対策を講じていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） その自主財源の中で、財源そのものについて、見直しのことなんです。固定資産、あるいは利用料、使用料、そうしたことは、現時点において見直しは考えているか、先々はどうか、そこら辺はどういうふうに考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現時点で、それじゃ、どのような形にしていくかというものは持ち得ておりません。

ただ、そうは言いながら、特に利用料金で申し上げますと、水道料であったり、下水道であったり、そうしたこともそうでございますが、それから一方では福祉の関係でいいますと、介護保険料も、今、大変厳しい内容を提案をさせていただいておりますけど、やはり全体の税収が上がらない、自主財源の確保が難しいという中、それから、一方で人口が減っていくということになりますから、そこを持ちこたえようと思えば、いわゆる住民の皆さんの御負担の部分についてもしかるべきときには値上げ等の検討なり、お願いをさせていただく時期はくるというふうに思っております。

状況から見て、利用料金等を下げていくというような状況に、私はまずないと。ですから、住民の皆さんにこれからいろいろな情報も提供をさせていただきながら御理解いただけるような御説明をさせていただく中で、しかるべきときにはそうした判断もしていかなければならないというふうに思っております。

特に県内の自治体でも先んじてそうした対策をしておられるところもあるわけでございますので、そういった状況を見ながら、公平、公正な、いわゆる負担の部分についても検討をせざるを得ない時期が来るというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） いずれにしても、住民の負担ができるだけ軽減されるよう、そうした施策によって町政がうまく回転していただきたいと思います。

それでは、2点目に移ります。

一体感の醸成と地域の自主性。

本年2月に柿木地域振興協議会と柿木自治会長会の連名による要望書が提出されています。このことについて、柿木地区では、内容のとおり各自治会で取り組み、調査し、要望書に至った経過があります。この要望書による柿木村自治区を消滅することについて、柿木村の表示がなくなるということで、その要望書は柿木村を残してほしいという要望でございますが、こうした要望

書に至った活動は自主意識のあらわれにあると思うわけでございます。

吉賀町として、合併設立したわけだから、全町統一した字名とすべきという意見もあると思いますが、こうした活動を他の地域の住民の方が応援することが一体感の醸成につながるとは思います。町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の一体感の醸成と地域の自主性ということについてお答えをしたいと思います。

地域自治区、柿木村につきましては、設置期限の来年、令和3年3月31日をもってその役目を終え、同時に現在特例により住居表示に使用しております柿木村の表記も自動的になくなるということになります。そのため、柿木村地域振興協議会では、自治会長会とともに自治区設置期間満了後の住居表示につきまして、昨年より地域や集落、また、各組織、団体において、意見交換を幾度も重ねてられました。最終的には、住民意向調査の結果をもとに、柿木村の名称を残すため、字名の変更にかかる要望書が町と町議会へそれぞれ提出をされたところでございます。

この間の地域自治区の取り組みにつきましては、その事務を担当しております柿木地域振興室より報告を受けておりますが、自分たちが暮らす地域のことを、住民みずから話し合いを行い、実行していくことは、住民自治において最も重要なことでもあります。

そうした観点から見ますと、今回の住居表示に係る活動も自治意識の振興に大いにつながっていると感じているところでございます。しかしながら、住民自治の取り組みは、各地域の規模や歴史、その手法など、地域の特性と実情により、それぞれ特色がございます。来年度より取り組みを始めようとしております公民館を核とした地域づくりは、公民館単位の5つの地域がそれぞれ特色ある取り組みを行うことによって、魅力ある地域にしていくことを目的としておまして、一体感の醸成も図れるものと考えております。

今回の柿木地域における取り組みにつきましては、みずからの地域のことをみずから考えていく自治のあるべき姿でございまして、ここに至る関係者の皆様の活動に、これは改めて敬意を表したいというふうに思っております。

その上で、2月初旬に町に対しまして提出されました要望書について、少し申し上げておきたいと思えます。

要望書につきましては、同日付で吉賀町議会にも提出をされたということでございます。今定例会で総務常任委員会に付託されたところでございます。私といたしましては、この常任委員会、それから、最終的な町議会での議論経過等を踏まえまして、慎重に対処をさせていただきたいという思いで現在おるところを申し添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 旧柿木村は、1889年、明治26年だったと思いますが、町村制の明治政府の施行により発足したわけでございます。その当時の人口は2,560数名だったというふうに記憶をしておりますが、そして、今、2020年でありますので、131年の柿木村としての名前は残ってきておるわけでございます。

平成17年、旧六日市町と合併して、その当時、合併協議会では字名に柿木村をつけることを協議で了承したわけでございます。そうしたことについて、柿木村ということに対して、今、人口は、柿木地域では1,450名前後だと思っておりますが、その中で、12歳からの中学生以上の対象としたアンケートをとったわけでございます。その対象人数が1,330数名だったと思えます。そして、その結果、アンケートの回収は1,200幾らで、七百何十名の賛成があったということでございます。大体そうした数字でございますが、大変申しわけない、ちょっと資料を忘れておまして、その数字は大ざっぱで申しわけございませんが、そうした活動をしてきました柿木村、この字名について、柿木地域の住民は選択を一応したわけでございます。

このことについて、十分行政においては、一応理解していただきたいと思っておるわけですが、この字名を変更せずそれを残すということに対して、町で持ち出しの予算は軽微であると私は考えております。それよりは削除する方が人力も尽力もかかるような、経費もかかってくると思えます。こうしたことについて、住民自治を育成する立場からいくと、議会の議決がいるということですが、行政の説明いかんでは、議決結果がどうなるかわかりませんが、その辺は町長としては、先のことでございますが、丁寧な説明をお願いしたいと思うわけですが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうからは平成17年の合併前の旧柿木村、旧六日市町の変遷の御紹介もございました。私もあの当時、合併協議の仕事に携わっておりましたので、幾分、そこらあたりにつきましては理解もしているところでございます。

旧六日市も、旧柿木も、町村制の施行が明治22年だと思います。ですから、柿木でいいますと、その22年のとき、当然、それまでは村の制度がございましたが、町村制の公布で、明治22年に、合併前の旧柿木村のいわゆるその形ができた。それを踏まえて、平成17年の10月に吉賀町になって現在に至っているということですから、柿木村といたしましては116年、それから、今、住居表示で柿木村という名前が残っておりますから、それを考えると、町村制が始まってからいいますと、今日までで131年、先ほど御紹介があったとおりでございます。

一方、旧六日市町ということで申し上げます。これもやはり明治22年の町村制で旧六日市町になったということでございますが、六日市町の場合は御案内のとおり、昭和の大合併でいろいろ

ろな議論があったということで、私も自分の父親であったり、それから、行政の大先輩のほうからのお話をお伺いをしたことがございます。昭和の大合併のときには、旧六日市の村がいち早く町制を施行されて、そのあとに蔵木村と朝倉村が合併をし、最終的には、昭和31年だったと思いますが、当時の七日市村が編入合併をされて、吉賀町の前の六日市町の形ができたのが昭和31年ということですから、これも平成17年の合併のときでも、もう49年の歴史があったということです。

ですから、旧柿木村は町村制の施行以来、116年、形は変わらなかった。これは当然のこと歴史としてあるわけです。ただ、旧六日市町も形こそ変わりましたが、いろいろな変遷を遂げて、いろいろな議論をする中で形づくられた自治体でございますので、そこは合併をしてこなかった、合併してきたというところは抜きにして、いろいろなところで地域の住民の方が汗をかかれて御苦労をされたということは、お互いにその歴史を認めて、尊重していかなければならない。そして、そこをしっかりと理解をするということが、まず大事だろうというふうに思っております。

それで、今回、地域振興協議会と柿木の自治会長会で議論を重ねられて、意向調査をされたということで、私も担当のほうから資料もいただいておりますけど、昨年8月から9月の初旬にかけてされたということで、町内在住の中学生以上の方で調査をされて、回収率が97%、それから、名前を残すということに賛同をされた方が787人ですから65%ということです。

ですから、回収率と残すという賛同をされた方、総体で申し上げますと、約63%の方が残すということに意見を固められたということだろうと思います。その数が多いか少ないかでいいますと過半数ですから、そこは多い状況だったんだろうと。ただ、これが大多数であったかどうかという御議論はあるところだと思えます。

それから、もう一つは、名前を残す、残さないで経費のお話が最後のところでございました。今、事務方といたしましても、そこら辺の精査をしているところでございまして、なかなか不確定要素もございますので、現段階で確たるもの、今こうなんだということは申し上げることはできませんが、仮に、柿木村を字名の変更をして残すということになりますと、当然、その前段では告示の、いわゆる議決があるわけでございますが、それを可といたしますと、あとは住民への周知が当然必要になってきます。

それから、もろもろ手続きが出てくるわけでございますが、今、こちらのほうで想定をしている中では、大きな経費の部分は想定できないかと。

逆に柿木村を残さない、ですから、現在でいうと来年の3月末で執行して自然消滅をするという形です。こういうことになりますと、やはり、まずは住民の方に対しての周知は当然のことながら必要でございます。

そうなりますと、やはり一番経費としてかかってきますのは、いわゆる基幹系のシステムをは

じめ、電算の関係がシステムの改修が必要になると。これは、庁舎の中にたくさんあるわけですから、そこらあたりの経費は今から試算をしてみなければわかりませんが、そこにかんりの経費がかかってくるんだらうということは容易に想像がつくわけですから、そうした試算もしながら、準備もしながら、あとは議会での御議論の様子を見て、しかるべき判断をしていかなければならないということになるのではないかというふうに思っているところがございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私の質問はこれで終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、1番、桑原議員の質問が終わりました。

ここでテープの関係がありますので5分間休憩します。

午前9時38分休憩

.....
午前9時45分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、2番手が出ました中田でございます。よろしくお願ひします。

まず最初に、新型コロナウイルスの流行で、日本を初め、世界中が大変な危機に陥っている今日であります。島根県では、幸いにも感染者が出ておりませんが、一日も早い終息を願っております。ということをお願いしまして、通告にありますトレーニングマシンの設置及び利用について、お伺いいたします。

昨年12月議会の一般会計補正予算において、作業委託ということで102万9,000円の提案がありました。この案件については、議会において採決されておりますが、こういう案件があったということを町民に再度周知し、1人でも多くの方が、この機器を利用いただきたいということで質問をいたします。

内容は、昨年行われたワンチームという合言葉で、多くの方が御存じのラグビーワールドカップで、屈強の選手が使用したトレーニング機器を吉賀町が寄贈を受けたので、現在、千葉県に置いてある機器を吉賀町までの運搬費用と設置費用であるとのことでございました。

設置場所としては、スポーツの練習とトレーニングが同時にできる場所、そしてトレーナーを常時設置することが理想だということでございます。

真田の交流センター、ここは吉賀高校生が部活動でよく利用している。サッカーなどスポーツの交流人口が多く利用している。もう一カ所、立戸のスポーツ公園にもグラウンドと建物があり、

適所だと考えたが、立戸スポーツ公園は設置場所がなく困難だということがわかりました。

機器は、購入すれば2,200万円ぐらいするとのこと。運搬には、重量や個数があり、10トン車2台必要とのことでありました。

スポーツ機器がいただけるという経緯については、ワールドカップが始まる前からあり、実際に使ったのは、大分県の合宿で1カ月ぐらい使ったものであるとのことでございます。

現在は、筋力トレーニングを練習の前後に行う流れになっており、今後、吉賀町に合宿等少しでも多く誘致するためにも、トレーニング機器を取り入れて対処したいと考えている。機器のメンテナンスは、使用頻度にもよるが、年間15万円ぐらい必要であるとのことでございます。

以上のように、議会での説明、そして議員との質疑応答で、内容が明らかになりました。

その後、ことし1月31日に教育委員会主催で、吉賀町交流センター研修室において、トレーニングマシンの使用方法講習会があり、午後4時15分から高校生以下を対象とし、午後7時から社会人対象で、私は夜の部に、スポーツ推進委員として参加いたしました。

スポーツ関係者など三十数名の参加者がおられ、教育委員会より、当町出身者であるEWP株式会社、桑原匠司氏と、この機器の寄贈の提案者で御尽力されたことなどを紹介されました。

その後、桑原氏が2時間余り機器の説明や参加者に実技講習を行いました。私自身も機器を使ってみました。高齢者には無理かなという感じでありましたが、機器によっては、70代の方も、トレーナーがおられれば使用できるかなと考えております。

先月28日に、再度交流センターを訪問し、指定管理者といろいろお話をしましたところ、現在、月曜日、水曜日は休日である、火曜日、木曜日、金曜日は、午後4時から午後9時まで開所しているとのこと。土曜、日曜は、午前9時30分から午後1時30分までと、午後4時から午後9時まで行っているとのことございました。

4月には、町民を対象に講習会を行い、利用促進を図るとのことでありました。

機器は30種類ぐらいあり、利用者で一番人気は、ランフィットという大型の歩行器で、2番目は、ワットバイクという自転車タイプの機器で、女性がよく使われているということございました。

ほかにも、膝の筋肉を鍛えるレッグエクステンションや、うつ伏せになって膝周りの後ろ側の筋肉を鍛える機器、プローンレッグカールなど、先ほど申し上げたように、高齢者の方も使用できると思われる機器もあり、介護予防を楽しみながらできるというメリットもあると思います。

特に、令和2年度は、介護保険料を上げざるを得ないとのこと。今後、介護給付費の削減に努めなければならないと考えております。

町当局としては、まだ倉庫に眠っている機器をどこに、どのように設置するか、お考えなのか、お聞きいたします。

また、交流センターに設置してある機器についても、一般町民の健康増進につなげるために、どのようにPRをしていく予定なのですか。

3つ目といたしまして、トレーナーの養成も複数人必要となると思われませんが、どのようなお考えか、お聞きをいたします。

最後に、利用料金についても、町民は無料を望みますが、維持管理費等が必要だと考えます。できるだけ気軽に使える利用料金を望みます。

以上、トレーニング機器について、今までの経過と、今後どのように町が取り組むのかというところをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員のトレーニングマシンの設置及び利用についてということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

今回、株式会社ザオバ様より御寄贈いただきましたトレーニングマシンにつきましては、一部を、御紹介ございましたように、吉賀町交流研修センターに設置いたしまして、残りの機材につきましては、現在倉庫に保管をしているような状況でございます。

機器の設置に当たりましては、ザオバ様の御意見、それから設置環境、さらには利用環境などを考慮した結果、吉賀町交流研修センターの施設に配置することが、利用者の利便性向上に最も寄与すると判断いたしまして、設置を行ったところでございます。

当初は、スポーツ公園への設置も検討いたしましたが、設置のスペース、それから床の状況、それから管理者の配置や冬期の休館などを考慮いたしまして、その箇所については困難ということを判断したところでございます。

なお、設置をいたしました吉賀町交流研修センターにつきましては、3月31日までは無料体験で開放するという予定でございましたが、御案内のとおり、残念ながら新型コロナウイルスの感染症対策の関係もございまして、現在は、その利用を中止している状況ということをお知らせしておきたいと思えます。

御質問にありました倉庫に保管してある機器の活用についてでございますが、機器そのものは、プロ選手が使用するマシンであることから、一般向けに利用できるか否かを判断する必要があると考えておまして、現在の利用者の利用目的や状況の把握が、まず先決であるというふうを考えております。

今後、利用状況、利用者の要望等を聞きながら、増設することも検討してまいりたいと思えます。

その後、ほかの公共施設等への配置も検討してまいりますが、余裕があるようであれば、まずは広く町民の皆さんが利用できるということを前提といたしまして、民間事業者や民間

団体などへの貸し出しにつきましても、その選択肢の一つであるというふうに考えておるところでございます。

次に、PRについての御質問でございました。

町におきましては、広報紙への掲載やケーブルテレビ、ホームページの掲載を行い、一方指定管理者におきましては、チラシの作成や指定管理者側のホームページの掲載を現在行っているところでございます。このような対策を引き続き講じてまいりたいということでございます。

次に、トレーナーの養成ということでございます。現状におきましては、指定管理者のもとで定期的に専門のトレーナーを招きまして、利用者向けの講習を行うことで、利用者自体の意識の向上を目指していくこととしております。

最後に、利用料についての御質問がございました。

利用料についてでございますが、吉賀町交流研修センター施設条例というのがございますので、指定管理者が規定されている料金の範囲内で、この規定によって決定をするということになっております。

ほかのトレーニング施設などの利用料を勘案をしながら、徴収開始時期とともに、利用料についても検討を重ねてまいりたいと思います。

なお、決定いたしましたら、直ちに周知等行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） どのように設定するかという質問に、町長も民間の方に貸し出すとかいうようなことでございますけれども、大変な重量感のある機器でございますので、なかなか私が考えても置くようなところがない、私も個人的に、社会福祉協議会のトレーニング室なんかはいかがなものかと思いながら行ってみましたが、あそこも大変、ほかのことで利用されておるといようなことを言われておまして、社協に置くようなことにもならないというふうに感じておりますが、できるだけ、町民が身近なところで利用できる、身近なという考え方が、今の真田の交流センターということになるとなかなか遠いところにあるということで、高齢者の方もなかなか行かれないと思いますので、私の思いで、ゆららのプールのそばとか、そういうふうなことも勝手な考えですが、思っておりましたが、その辺のことも、これは指定管理者の方がおられますので、なかなか即座にということにもならないかもわかりませんが、一つの私の提案としてお聞きいただければと考えております。

それから、トレーナーの養成でございますが、今指定管理者のほうで1名はおられるということでございますが、もし、どういたしますか、ほかのところに設置するということになると、この機器も大変その重量感のあるものでありますし、筋肉を鍛えるということで、余り素人の方が勝手なことをすると大変大けがになる可能性もありますので、ぜひともトレーナーの養成、町のほ

うでも協力しながらやっていただけたらなというふうに考えております。

それから、利用料金につきましても、施設で、交流センターは利用料金をもらうというような条例になっていなくて、施設を使うということで条例を変更しなければならないというようなことを聞きましたが、これも無料で行えば別にいいんかもわかりませんが、その辺のことも早目に手を打っていただいて、町民が安く使えるような方策をとっていただきたいと重ねてお願いをしておきたいと思います。

以上でございますが、もう一言お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 何点かお問い合わせがございました。

今回、真田の交流センターのほうへ設置をしているという御紹介もさせていただきましたが、少し小ぶりのセットにつきましては、その中でも隣にあります常備消防が入っております六日市分遣所防災センターのほうにも、今仮置きをさせていただいて、ああして常備消防の消防隊員の方が、本当に体力の錬成というのが、本当に日常のように必要になってくるわけでございますので、今六日市分遣所のスペースにも許す限り置かせていただいて、そうした隊員の方にも使用をさせていただいているところでございます。

私もそれ、見に行きましたけども、お聞きしますと、いわゆるそのフルセットといいますか、ワンセットでどうも300キロぐらいあるんだそうです、重量が。

ですから、やはりそのまず床の状態とかをこれ非常に検討いたしませんと、ただ単にこのスペースがあるからというだけで置かれるような代物ではない、それだけやはりプロ仕様の備品でございまして、そうしたところは検討していかなければならないというふうに思います。

それから、これから、先ほど答弁の中で、民間事業者とか民間団体のほうへ貸し出しをするということも検討させていただくということを申し上げました。公の施設へまだ置かれるということができれば、まずそこを第一優先でございまして、仮にその上でもまだまだその倉庫にある、今保管をしている機材が休眠の状態で納めているのは、これは本当にもったいないお話でございまして、できれば、民間の方から、例えばプロポーザル、提案方式で、町のほうは、その機材をいわゆる貸し出しをする、あとはそれを民間のほうで有効に使っていただけるような御提案がいただけるのであれば、何らかの方法もやっぱり考えていく気持ちは持っております。

ただ、それもやはり申し上げましたように、施設設備の状況であったり、もう一つは、今回御寄贈いただきました千葉県に本部のございます株式会社ザオバ様の専門の御指導とか御助言もやっぱりいただきませんと、我々だけの判断では、いかようにならないところもございまして、関係するところと御相談もさせていただきたいというふうに思っております。

それから、トレーナーの養成の件がございました。これは当然、特に公の施設にまだまだ置く

ということになりますと、当然そうしたことも必要になってまいりますので、状況に応じて対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

それから、利用料の件、最後のところでお話がありました。今、お話がありましたように、施設全体の利用料の設定なんです。ですから、今のようなことについてということにつきましては、条例の改正であったり、そうしたことの手続が必要になることも想定されますので、最終的には、そこらあたりのところを検討させていただいて、今の条例の中で、つくりの中で、対応できるということであれば、その必要はないわけですが、そこらあたりを十分精査をさせていただきたいと思っております。

ただ、冒頭答弁申し上げましたように、現在は、感染症対策の関係で、利用のほうは中止をさせていただいておりますので、残念な状況なんですけど、それをしている間に、そこらあたりの事務的な整理もさせていただいたらということをお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この機器もせっかくいただいた物でございます。運搬費の100万円ちょっとでいい物をいただきましたので、ぜひ町民が一人でも多く使えることができるように、町のほうも御尽力いただけたらとお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。
5分間休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 改めておはようございます。3月ということで、少し欲張りまして4点通告してありますけど、議長と町長にお願いしたいんですが、いつも毎回時間配分が悪くてお叱りを受けるわけですけど、このたびも4点通告してありますけど、少し順番を変えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。2、3、4、1の順でやらせていただきます。

最初に、六日市病院の存続についてということでもあります。これはもう既に新聞報道でもなされましたように、公設民営という方向で、示されているわけですけど、これが、あり方検討会議の中でこういう方向が出されたわけですけど、依然として、住民の方の中には、本当に病院が残るんだろうかという不安が今なおあるのが現実だと思います。それは、これ、新聞報道ですけど、町長のコメントの中に、病院は残さなければならないとしつつ、町財政が破綻しては意味がない

というようなことを新聞報道でなされております。私は、こういう言葉がかえって町民の不安をあおるといったら大げさですけど、不安につながっているんじゃないかと思っております。残したいという願望ではなくて、その住民のために病院はいかなることがあっても残すんだという強い意志を表明する必要があると思います。そのために、財政が破綻するようなことがあってはならないわけですので、そのためにいろいろな方策を立ていくという、2月に結論を出すのが先送りされたのも、そのための方策を今から考えるということだと思いますけど、いま一度町長の強い覚悟を町民に示していただきたい、そのように思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員のまず六日市病院の存続についてということでお答えをさせていただきたいと思います。昨年、7月に設置をいたしました吉賀町医療介護あり方検討会議は、町民が安心して暮らすことができるよう、吉賀町の医療、介護等において中核的な役割を担う社会医療法人石州会等が抱える課題の解決を図り、将来的な地域の実情に応じた医療、介護を目指すことを目的として検討を重ねているところでございます。そのためには、六日市病院の存続は大前提であると認識しておりまして、このことは、吉賀町議会を初め、さまざまな場において重ねて申し上げているところでございます。今回、途中段階ではございますが、病院存続に当たっては、3つある経営形態の中から、公設民営化による運営が適当との方向性を示したところでございます。今後は、その実現に向けて整理しきれていない重要事項について引き続き協議していくこととしております。現在想定されますことは、1点目といたしまして、財産所有権譲渡による法人格要件の成立、それから2点目といたしましては、町財政への影響額の精査、それから3点目といたしましては、石州会様の経営改善、そして4点目は国県町の計画構想等に沿った適正な機能や規模の問題、そして5点目は、公設民営に向けた具体的な移行時期などが挙げられるわけでございますが、そのほかにも、検証が必要な事項が今後発生してくることも当然予想されるわけでございます。このため、引き続き専門部会を中心とした検証を継続しながら、あり方検討会議の議論を経まして、できる限り早い段階で町民の皆様が安心して生活できる地域医療や介護の体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

現段階における方向性につきましては、残したいという希望なのか、それとも残すという強い意志なのかということでございます。三者で構成いたしますあり方検討会議は、病院機能を先ほど申し上げましたが、存続させるということをまず大前提に置いて、そのために現状の六日市病院のあるべき姿を将来の姿を今描こうとしている、そのための協議でございます。したがって、最終的な判断につきましては、今設けております島根県、石州会、そして吉賀町、この三者で統一の見解としてこれから決定をしていく事項ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、5つの条件を整備する今後の作業が残っているということでありましたけど、御承知のように、六日市病院は救急医療でヘリポートもあります。山口、岩国、広島にわずか15分間で飛んでいけて、高度な医療が受けられる、こういう田舎においても非常にこの病院が存続する意義は非常に大きいものがある、都会にいたなくても高度医療も受けられる仕組みがちゃんとつくってあるわけですので、そのところは、谷浦理事長も言われていますように、救急は手放せないということを強く述べられておりますけど、まず、ここんどこしっかり押さえて作業をしていっていただきたいと思います。

それと、今後、指定管理料なりいろいろな財政的なことも出てくるであろうし、方向性も決まってくると思うわけですが、町長のコラムを決して否定するものではございませんけど、あの中に、こういう重大なことは、ぜひ落としていって、住民に安心、安全な方向で町は動いているということをぜひ広報をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、時期的な、今の5つの条件を満たす時期はいつかということですが、そんなに長いこと引っ張られないと思うわけですが、ある程度の目安があつたら、お聞かせをしていただきたいと思います。

それと、当然、令和1年から11年までの中期財政計画の変更などもこの中で決まってくるんだろうと思いますけど、さまざまな作業が今から本当に必要になってきます。担当課のほうは大変だろうと思いますけど、ぜひ住民の安全、安心のために頑張っていたいただきたいと思っております。今の答弁を少しいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、いわゆる病院機能のお話がありました。改めて申し上げるまでもないわけですが、先ほど議員のほうからお話がありましたように、先般、3月の10日のいわゆる支援の財政支援のときの資料でも御紹介をさせていただいたところでございますが、今回追加の支援をさせていただく、その意志を固めた背景には、いわゆる支援の必要性が3つあるということを申し上げました。その中の1つが何と言いましても、救急告知の病院であるという、ここです。ここをまず押さえたということでございます。

あとは、2点目といたしましては、いわゆる人口の問題であるとか、定住、移住の問題、そして3つ目は、危機的状況に対処しなければならないということで、3つの必要性を申し上げましたように、まず1点目として、救急告知の病院だということを押さえた上であるということをお理解をいただきたいと思います。

それから、2点目、コラムのお話がありました。ほかの議員さんからもコラムにつきまして

は、賛否両論含めてあるんだろうと思いますけど、今回の病院のことにつきましては、ああして新聞でも報道されました。それから、2月下旬、そしてもう既に3月に入っておりますので、直近で行いました第5回の検討会議の内容をまとめたものを特集号ということで、号外ということで今出す準備を担当のほうでしておりますので、そのボリューム感の問題もあるわけですが、その内容のほうで町の今検討している状況はいち早く町民の皆さんにはお知らせをさせていただきたいと思います。

それから、3点目は最終的な結論がいつごろかということでございます。先ほど答弁させていただきましたように、流動的な要素が非常に多いということ、不確定要素がたくさんありますから、これからしっかり事務方の専門部会のほうでその内容は詰めていくわけですが、3月、今月のところでまた専門部会の設定をしておりますので、内容を少しずつ詰めていくということになります。一番気にしておりますのは、前回の全員協議会のときもお話をさせていただきましたが、既に交付税の単価が下がるというようなアナウンスがあるわけですから、それが大体明らかになるのが7月でございます。ですから、いち早く県が検討会議にも入っていただいておりますので、極力早い情報把握には努めておるところでございますが、まずはやはりそこ見ていかなければならない、その上で、病院に対する支援、同時並行でございますが、中期財政計画をとということです。最新の中期財政計画の中での病院支援は、現状のままを落とし込んだ状況になっておりますので、これから専門部会等で調整をしていく内容のものを今度は町の財政計画のほうへいかようにして落としていくか、当然、仮に公設民営ということになりますと、病院経営に対する支援は当然ありますけど、今後は資産が公のものになるわけですから、施設、設備の問題であるとか、病院の支援と同時にそこらあたりも試算をしていかなければならないという、本当に難しい問題がございますので、今の段階でいつということは明言できないわけですが、少しでも早い段階でいわゆるアナウンスができるように3者で引き続き検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） あり方検討会でこうなったというのも当然必要なんですけど、そうではなくて、町長、この町のトップでありますので、住民の一番欲しておるのは、町長が病院に限って言いますと、どういう方向で今考えられて、どういう方向に進もうとしているのかというのが知りたいわけでありまして、ぜひ、号外と合わせてそういう発信をされるよう要望して、次の質問に移ります。

責任のとり方についてということでもあります。御承知のように、昨年ですけど、大変書類関係の誤りがあったり、いろいろな少し、たがが緩んだような事例が多数発生しました。その責任をとって、町長、副町長、教育長の3人の方が責任をとられて、給与の減額という責任のとり方を

されたわけですけど、私は、その方法とか金額が大きいとか少ないとか、それは、そういうことを問題視しとるわけではありません。今の職員の飲酒運転を例にとってお聞きしますけど、警察の処分が出ないうちに3人の方の処分を決められたわけでありまして。決して、職員のとった行動がいいというわけではございませんで、これは、本当嚴重に処罰されるべき事案でありまして、処分としても、30万円の罰金であり、免許証なんか取り上げというような大変重たい処分が出たわけでありまして、それは当人が当然受けなければならない処分であろうと思っております。ただ、公文書にしる、今の飲酒運転にしる、それを監督するのは課長も含めて、最終的には町長が責任をとるわけですけど、その中で、先ほどから聞いていますように、給料の減額で済ましたという責任のとり方、これが町民なり職員に理解される処分のあり方であったかということをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、責任のとり方についてということでお答えをしたいと思えます。昨年の12月定例会におきまして、申し上げたところでございますが、就任以来、残念ながらたび重なる職員による事務の遺漏、さらには、交通違反事案の発生など、町民の皆様への町政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたこと、改めて議会を初め、町民の皆様におわびを申し上げたいと思えます。このたびの処分は、一連の事案を厳粛に受けとめまして、特別職みずからが襟を正すこと、すなわちみずからを処分するという形での対応を選択させていただき、私を含め、副町長、教育長の給料減額と期末手当支給率の改定見送りという判断をさせていただいたところでございます。

まず、処分そのものにつきましては、事案の内容によって対応は異なってくると思えます。さらに、このたびの処分内容そのものにつきましては、職員に対する懲戒処分等の考え方や人事院の指針、あるいは本町における過去の事例や他の自治体の例、そして、顧問弁護士の御意見などを参考にしながら、今回のような公務外での交通違反事案の内容で特別職の処分という例は全国的にも余りないという中ではございましたが、副町長並びに教育長と協議を行った上で最終的には私の判断によって決断いたしましたところでございます。処分の時期のお話もございました。特に飲酒にかかわるいわゆる違反につきましては、これは現に処分が出るまでもなく、許されない飲酒にかかわる事案が発生したわけでございます。そうした事実は明らかでございましたので、まずはそこを認めた上で、早い段階で我々特別職がこれまでも事務的な遺漏の事案も多数ございましたので、飲酒の事案も含めてみずからが処分をさせていただいたということでございます。地方公共団体の長に対しては、懲戒規定というものはございませんが、事務執行に当たっては、みずからの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負わなければならない立場にある者といたしまして、つまり、最終にして最大の管理監督責任者として責任の所在を明らかにする

ために、決定をさせていただいたところでございます。

今後におきましては、町民の皆様の信頼の回復に向けまして、事務遺漏や不祥事、こうしたことの再発防止に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 条例の中の3条に、これは不祥事のことなのですが、加重、軽減等の項目があります。6カ月の停職が決まったわけですが、加重、軽減について議論がなされたかどうかお聞きしておきたいと思います。

それと、4条に事故を起こした職員に準じて相応の処分をするという4条がありますけど、これは、管理職にかかわることだと思いますけど、教育次長が訓告で終わっていますけど、それは、相当であったかどうかというお考えもお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず1点目のいわゆる条例というお話でございましたが、これは規程の定めでございまして、この規程に基づいて対処させていただいております。当然今御指摘がございました第3条の処分の加重、軽減のところでございますが、町のほうで設置をいたします吉賀町職員分限懲戒委員会のほうでその内容についても検討をさせていただいたということでございます。交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する規程でございますが、この第3条に定めてございますそれぞれの事項について、検討させていただいて、この内容について、我々のやはり見立ての部分と法的な根拠がやはり必要になりますので、先ほど答弁で申し上げましたように、町村会の顧問弁護士のほうにもその内容について、我々の判断がいかようなものかということを紹介をさせていただいた上で妥当であるということ判断をさせていただいたということです。

それから、後段の教育次長の部分でございます。

これは、懲戒処分になると訓告ということにさせていただきました。これも、過去の事案とのバランスも当然ございますし、特に今回の事案につきましては、公務の中ではなくて、いわゆる公務外でのことでもございましたので、これも顧問弁護士のほうにも相談をさせていただきました。今回、我々が最終的に判断をさせていただいた訓告という処分についても妥当であるというお答えをいただいたということでございますので、両名についての処分は、今申し上げました内容で本人に対しては停職6カ月、それから、あるいは職場での監督者に対しての教育次長については、訓告ということ決定をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 公文書の間違いとかが、それはそれで、人間完璧な生きもんではありませんので、そういうことが起こるのは当然なんですけど、当然ですけど、あってはならな

いことだと思えます。このことが行政に対して非常に信頼性を失っていく、大きなもととなるわけですので、ぜひ、ダブルチェックなり、いろいろな方式を考えられておると思いますが、実行されて、こういう、飲酒運転もそうですけど、過ちが起きないように、そして、本当に町民の皆さんから、議会もそうですけど、行政も信頼される、そういう組織づくりであってほしいと思えます。職員から言いますと、町長は、父親であるわけでありますので、そこら辺のところも若い職員に対して、ぜひ、温かい指導なり、厳しい指導なりをやっていっていただきたい、そのように考えております。

次に行きます。指定管理者制度についてであります。ただいま病院の公設民営のお話がありました。当然、古い施設でありますので、指定管理になった場合に、指定管理料なり、設備投資というのは相当な額が予想されるわけであります。その中で、当町が現在ある施設を指定管理に出して管理しておるわけでありますけど、これは、私の持論で申しわけないんですが、そろそろこういう老朽化した建物を本当にどうするんだということを考えないと、財政、いつまでもこれが続けられるわけでは決してないと思っております。これを維持管理していくために、未来への投資ができなくなる、そのことは、この町から若者が消えていくということになると考えております。ここに、はとの湯とゆ・ら・らの施設管理のコンサルの回答書があります。ゆ・ら・らでいいますと、たしか3つか4つのケースを想定して試算をされとったと思えますけど、どのケースも、黒字化は難しいという結論が出ております。そして、向こう10年間、4つのいろいろなケースがあるわけですので、管理料は其中で変わっていくわけですが、いずれにしても黒字化は難しい、その中で、管理料は年間1,450万円、一番少ないのがそれであります。そして、一番多く要るのが4,010万円ですか、実にざっと10年間で3.5億円から多いケースをとると6億円になるわけであります。これ、設備投資が年間2,100万円みえていますので、今の3.5から6億円という数字が出てきているわけですけど、これはあくまで想定でありまして、今19年間経った建物が、あと10年してどうなるかということであります。まだまだ指定管理料なり、設備投資の金額はふえてくると考えております。それは温泉施設に限らず、いろいろな公の施設で、そういう財政を圧迫する経費が生まれてくるわけであります。これを本当に今からもずっと維持される考えなのか、40年で40%スクラップ・アンド・ビルドで施設を減らしていった、リニューアルしていくという考えのようですけど、それで、果たして財政がもつのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、指定管理者制度についてということでお答えをしていきたいと思えます。なお、通告の中で、個別施設の通告ございませんでしたので、大変恐縮なんですけど、一般的な考え方ということでお聞き取りをいただきたいと思えます。

公の施設の管理につきましては、指定管理者制度の導入によって、施設の管理運営に民間のノウハウを活用いたしまして、住民サービスの向上と経費の節減に取り組んでおりまして、今後も法の趣旨に沿って適切な運用に努めてまいりたいと思います。

本町の財政状況につきましては、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う税金や地方交付税などの減少が見込まれる一方、歳出面では経常経費が多く、現状の公共施設を今後全て維持、更新することは非常に困難であるというふうに考えているところでございます。公共施設等総合管理計画に基づく総量自体の見直しを進めるとともに、長寿命化計画及び個別施設計画策定を進める中で、維持管理の効率化を図り、定期的な点検調査を実施することによる予防保全の考え方を徹底し、保全費用の平準化に努めてまいりたいと思います。こうした公共施設総体の取り組みを進める中で、適切な指定管理者制度の運用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の答弁では、なかなか今のやり方を変えていくという決意が私は感じませんでした。それはそれとして、先ほどゆ・ら・らの例を出して、金額を示しましたが、本当に今のまんま指定管理者制度を堅持するのが得なのか、あるいは施設によっては民間の方に売却して活用してもらうのが得なのか、例えばゆ・ら・らなんかでしたら、莫大な経費を、10年で最大6億円要するというような試算が出ておる中で、それを今からの10年間、今のままの方式をやっていくのが本当に得なのか、あるいは、あっさりリニューアルをして、民に営業権を渡して、経営していってもらうのが得なのか、そういうこともぜひ議論をする時期に来ていると私は考えます。それと、これも問題になっておる集会所の件ですけど、ああやって、集会所も維持できないというような地域が出てきております。たしか五十数カ所ある集会所ですけど、これらも本当、町長が言われるように自治活動を活発にして、地域を盛り上げていくんだということを考えれば、その集会所は、住民に任せて、使用方法も何もやる、そうするという地域があればもう任せてしまう、解体費とか、維持費を考えれば、そのほうが結局財政の圧迫から逃れられるわけですので、そうして地域の住民の方が本当にいろいろな使い方をされる、またはIターンの方がそれを住居にするとか、いろいろな方法があると思いますので、今集会所に限って言うておるわけですけど、もうちょっと幅広い議論をして、公の施設がどうあるべきかというのは、考えるべきだと思っております。

それと、お隣の萩市なんですが、集会所のかわりに、自治会館の方式をとっています。私は、柿木に自治会館があって、不公平じゃないかという意見もありますけど、私は、今あるものを壊すのではなくて、例えば、集会所を住民が自治会館として使いたいと。そして、しっかり自治活動をするんだということが計画が出れば、そこを自治会館に格上げして、指定管理料もきちっと出して地域を守ってもらう、そういう方策もあると思うわけでありまして。それは私の考えですの

で、町がどうこううちゅうことはないと思いますけど、いずれにしても、今後ますます厳しくなってくる、そして先ほど申しましたように、病院も公設民営にすると、当然町の公の施設として管理、維持していかなければならない、そういう時期がもう目の前にあるわけですので、このところは、しっかり本当に血を流す覚悟で取り組んでいただきたい、そのように思っております。

町長、何かありましたら。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 何点かございました。先ほど議員がおっしゃられますように、施設を維持をしていくのが、これも吉賀町だけでなく大変なものである中で、財政的な破綻を来すということも危惧されますから、総合管理計画をつくりなさいと、当然これは国の指導でもあったわけですが、それに呼応して、吉賀町の場合もその計画を策定させていただきました。再三再四申し上げますように、ここ40年間で40%削減をしていかないと、これは延べ床面積だけの問題でございますが、そうしたことを目指していかなければならないということでございます。ですから、施政方針で申し上げましたように、令和2年度末までにそれぞれ個別の施設ごとの計画を策定をしようということにしているわけございまして、既に職員の中では、その検討に入らせていただきました。そして、職員のほうでは、よくありきたりの場合は、個別の計画も、外注、コンサルティング会社のほうへ出すというのが常套手段のようなんですが、これをいたしますと、吉賀町の場合の試算でも2,000万円ぐらいかかるんだそうです。ですから、それにかかる経費をどうにか自分たちの力で削減することはできないかということでも今自前で、職員自前でファシリティマネジメントの推進、いわゆる委員会で目視を含めて、現地に出向いてその計画をつくることに着手したということですから、まずその公の施設を自分たちの目で確認をしながら、それをしながら、業務の上においても数千万円かかる経費をみずからの手でどうにか抑えていこうという努力をしているということをつけ加えておきたいと思っております。その上で、個別計画のことで申し上げますと、やはり明らかにしていかなければならないのは、どれだけのスパンになるかわかりませんが、最終的には今の規模で更新するのか、場合によっては廃止をするのか、それからものによってはどちらかへ譲渡をするのか、こうしたことがその選択肢としてやっぱり上がってくるんだろうというふうに思っております。こうしたことをどこまで突っ込めた議論ができるかわかりませんが、個別計画の策定に向けて取り組んでいきたいと思っております。このことについても今まで申し上げておりますが、恐らく県内の自治体では先んじてこの事務に着手しているということも申し添えておきたいと思っております。

それから、指定管理の指定管理料のお話もございましたが、今吉賀町の場合はいわゆる利用料金制なんです。ですから、この手法でやっていますが、ここらあたりも将来的には財政負担の面からいうとやはり考え直していくこと、変えるということではなくて、ほかの手法もあるわけ

ですから、そこはやはり検討をすることはできると思いますので、やはり突っ込んだ議論をしていく必要があるかと思います。そして、本当に今膨大な金額が指定管理にはかかっておりますけど、これは、逆に直営をしてもやっぱり同じなんですよね。ですから、指定管理という手法を選ぶのであれば、設定の仕方、指定管理料の設定の仕方をやはり検討していくという作業は必要ではないかというふうに私も思っておりますのでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 次に移ります。先ほども出ましたが、農林業政策についてお聞きをいたします。

町長、工業生産額が島根県では高いほうと言われましたけど、それはそれとして、それじゃあそれだけで今の規模の自治体が維持できるかという、やはりそれは少し無理があるんだろうと思います。島根県もことしから中山間地、離島にそういう工場誘致なりをするというような方策も出とるわけですけど、何と言っても中山間地は農林業、そこをきちっと手当をしていかないと、なかなか今子育て支援なりいろいろなことをされていますけど、その効果が出てこないと私は考えております。島根県の担い手不在集落というのが1,094カ所、農業集落全体が4,078カ所あるそうですが、その中の26.8%が担い手がいない集落だそうであります。益田地区でいいますと、これは県全体ですので、数字が余り高くないように思えるかもわかりませんが、益田地区だけでいいますと、43.7%がもう担い手がいない集落だそうであります。今、社会が動いとるから、あんまりいろいろな問題に気がつかずに日々生活しておるわけですけど、こうやって数字で示されると、先ほど出ましたが、集会所が維持できないという当町でも地域が出ているぐらいですので、なかなかそれじゃあ今残っておるもんで山林や田畑を維持できるかという、なかなか今の農業政策では大変失礼な言い方かも知れませんが、私はもうできない、もう5年か10年先には吉賀町の農業はほとんど、農林業はほとんど壊滅するだろうというぐらいの危機感を持っております。その中で、地域商社なり、ブランド化事業等、いろいろな目新しい事業が打ち出されております。これはこれで否定するものではございませんけど、実際、地域商社、——この度も予算として委託料が1,819万2,000円ですか、合計で1,886万4,000円計上されておりますけど——いろいろな財団法人をつくるんだとか、株式会社をつくるんだという計画はなされておりますけど、実際の生産現場をどうするんだという、ふるさと納税にしてもそうですけど、何を返礼品として返すんだというその生産現場をどうするんだという、基本中の基本がこの計画には、まだ出てこないわけであります。

今、言いましたように担い手のいない集落が、どんどんどんどんふえておる中で、5年10年先の計画では困るわけでありまして、早急な対策を打つ、本当にこの地域商社をつくるという事業だけで終わらすのか、あるいはこれを作ることによって農業なり林業なりを本当に吉賀町の一

つの産業として育てていくのかという、もう少し具体的な計画性がないと、多分、周辺に、これはすごい壮大なあれなんですけど、島根、広島、山口県の県や周辺市町村に参加を求めています。その財団法人を作るという計画だそうなんですけど、計画はいくらでも、この計画をある民間のOBの方に見せたところ、1週間あったらこのぐらいの計画は自分でも作れる、と伝えてましたよ。元をどうするんかという計画が全然ないのに、こういう組織づくりばかりに錢を使う。これはいかなもんかと思えますけど、そういうところが、この地域商社の担当の中で話合われておるわけですから、職員の方がこういうのがいいだろうというのをなんぼか提示されたということなんですけど、それなんかも、それじゃあ、それをどうやって、誰が作るんだということは、全然示されていないわけでありまして、ブランド化にしても、米なり、ラッキョウなり、サフランなりという計画がされてますけど、サフランの生産事業費は、わずか47万1,000円ですよ。もう3年目じゃないですか。サフランで、少し農業共済新聞がありましたので、紹介しておきますけど、確かに単価はいいんですがね、キロ30万円から35万円するわけですので。ただし、1つの球根に花を4から6輪、咲かせるらしいです。1グラムの乾燥めしべを得るには150輪花が必要なわけでありましてね。竹田市なり、竹田市がほとんどなんですけど、埼玉県、長崎県で2.3ヘクタール——日本でですね——2.3ヘクタール栽培して、16キロ生産してます。16キロ×30万円、35万円でもいいですけど、とてもじゃないですけど、これが専業農家とは言いませんけど、冬の収入にはいいのかもわかりませんが、ほんとにですよ、こういうことに新しいことに飛びつくより、このあいだ地域商社でも、栗の話が唐突に出てましたけど、栗とかシイタケとか、特産わさびとか、そういうことに、それがこの地に合った作物だから、先人たちがそこに力を入れたわけですので、もう少し、そういうところに目を向けて、新しいものに飛びつきやええちゅうもんでもありませんし、計画は誰でも立てられるわけですので、その辺のところ、もう少し地道な計画を打ち出していくべきだと思います。

実際、ブランド化推進事業費にしてもですよ、これはまあ島根県の、いやいや、済みません、水田活用園芸拠点づくり事業費にしてもですよ、これはまあ、島根県が進めとるわけなんですけど、先般、生産者から出ました要望書の中に農家支援を、農業支援をしてほしいという、あれは数量的なもんとかですね、細かいことがあってそこまではできないと思うんですけど、ミニトマトなり、わさびなり、ざら茶なり、いろいろな品目がありました。そういうのも、検討してみる必要があると思うわけでありまして。

ブランド化、ロゴマークができて、キャッチコピーもできましたけど、それだけじゃ意味がない、やはり、その農業が、農林業がきちっと機能して、それで生活ができるそういう仕組みを作って、地域商社にしる、ブランド化事業にしるですね。いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それとですね、木の駅プロジェクトが頓挫しました。これも結局、林業政策の具体策がなかったからだと、私は思っております。

津和野町がこのたび、お隣のことを言うのはどうかと思うんですけど——木質バイオマスの発電所を造る計画が出てます。津和野町さんがやるわけじゃなくて、東京の会社に来てやるわけですけど、今まで津和野町はずっと木を切っても益田に全部出とったわけでありまして。それが、今度はそこで発電をすることになると、津和野町の木が津和野町で消費されて、お金を生むわけですよ。そして、町内に、トン9,000円で買い上げるそうなので、それが年間6,000トン、今の出力で言いますというわけですので、それだけのそのお金も回るし、目的があるわけですから、山の整備というか山の手入れができてくるわけでありまして。

木の駅プロジェクトにはそういう先の計画がなかった、そしてこのたび、また作業道を作るとかなんとか言ってますけど、その作業道を作って何をするのかという目的が全然見えてこない。すべての事業が国や県の補助金がらみで動いてる、そういう状況だと思います。

その辺でいろいろ申しましたけど、町長の農林業に対するお考えを少しお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） もう時間がございませんので、簡潔になることは了承いただきたいと思えます。

まず、地域商社の設立の目的でございますが、これはもうこれまで全員協議会で申し上げた通りでございます。繰り返しになりますので、そこは割愛をさせていただきたいと思えますが、いづれにしても、大事なのはやはり、生産現場、議員御指摘があったところでございますのでこれは当然考えていかなければならないと思えます。当然、これまでそれをおろそかにしておったということではございませんが、十分ではなかったということだろうと思えます。並行して実を上げていきたいというふうに思っております。

最後のところでありました木の駅プロジェクトのことでございます。これも先般、全員協議会で話をさせていただきましたように、やはりその自伐林家の育成を行うことができなかつたというのが、これはまあ、官民含めてだろうと思えますけど、やはりそこが大きな要因であつたというふうに捉えておるところでございます。それから今回施政方針でも書きましたし、それから予算でも今反映をさせていただく予定でございますが、いわゆるその森林環境譲与税と地域おこし協力隊を活用した、いわゆる山の再生ということでございます。これはやはり、まず、木を出すというところからということで、壊れない作業道づくり、道づくりというところから始めたいということで、目指すべきところが見えてこないというお話でございましたが、私は2月28日の全員協議会のところで説明をさせていただいたその資料の中に、目指すべきところは、十分書か

せていただいておりますというふうに考えておるところでございます。

それから、具体のお話のところではブランド化の話がございました。最終的にはブランド化を図りながら、生産者や事業者の所得の向上に結びつけていきたいということでございます。

その中の一つとして、サフランの御紹介もございました。非常にまだ生産、いわゆる携わっていただく方が少ないわけでございますので、ここはやはり、考えていかなければならないということでございます。

それから、野菜農家への支援ということで、県の制度を活用しながら今回初めて水田活用園芸拠点づくり事業という事業を立ち上げる。これは県の補助金に単費で上乗せをさせていただいてというところで、なかなか十分ではございませんが、昨年、出された生産者の皆さんの要望に応える中で、産地化をこの事業を使って目指していただきたいという思いで上げたものでございます。当然、今回その制度では県の推奨作物の6品目しか該当にならないわけでございますが、今、県のほうが後段で新しい制度も今、打ち出しておりますので、それとの兼ね合いを見て準備ができ次第、また令和2年度の、後段の補正のところでは予算反映をさせていただいたらということで、今考えておるところでございます。

最後でございますが、今回の通告の中にも議員のほうからは農林業を地場産業として育成し、成功している自治体もあれば国や県の補助事業を目的もなく消化する自治体もあるというような記述もございますが、我々といたしましては、少なからずこの後段の自治体にはならないように一生懸命引き続き、頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の地域商社にしろ、ブランド化にしろ役場の中だけでやるわけではなくて、もう少し住民の方を巻き込んで進めて行かないと、住民の皆さんの声を聞きながら丁寧に進めて行かないと、誰もついてくる生産者はいないと思いますよ。そういう声は多々聞いておりますので、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で3番目の通告者、10番庭田議員の質問を終わります。ここで10分間休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私の質問は、短時間で済むと思います。町長がよい回答をいただければすぐに終わりますので、よろしく願いします。（笑声）

まず1番目に、六日市庁舎の喫煙場所についてということでございます。

現在、六日市庁舎の喫煙場所としては、本庁舎よりかなり離れた町民六日市体育館の付近が指定されています。役場を利用する町民としては、非常に不便な不自由な思いをしております。受動喫煙を避けるために、法律等が改正されて、役場の庁舎敷地内では禁煙ということになったんですが、それでそういうことになったのはやむを得ないこともあります。ですが、例えば私も愛煙家でたばこを吸いますが、この議会の本会議の休憩中に、そこまで行って喫煙場所まで行って一服して、それからここへ帰ってくるというのは、非常に困難であります。私も肥えておりますから、運動にはちょうどいいかもわかりませんが、ただ、それほどの運動をすると議会の議事に差しさわりもあると思って、現在はやっておりません。

そこで提案ですが、庁舎東側のエレベーター付近にある、出口から一番近い庁舎敷地外の河川堤防上に、風雨を避ける程度の簡単な喫煙場所の設置ができないものかということです。

令和2年度の歳入でも、たばこ税として3,700万円の歳入を見込んでおります。毎年大体この程度の額が歳入として入ってきております。ですが、喫煙者は悪者と思われて、たばこを吸うことも不自由を感じております。ぜひとも、この庁舎に近い敷地外の河川堤防上に、先ほど言いました、簡単でいいです、風雨を避ける程度のものをつくって、喫煙場所というものを設置してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大多和議員の1点目、六日市庁舎の喫煙場所についてということで、お答えをしたいと思います。

御質問のとおり、健康増進法の改正によりまして、令和元年7月1日より第1種施設とされます役場本庁舎は、敷地内禁煙とさせていただいたところでございます。

改正法では、第1種施設に例外的に設置が認められる喫煙所、これを「特定屋外喫煙場所」と言いますが、その3つの条件といたしまして、1つ目として、喫煙をすることができる場所が区画されていること、2つ目として、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、そして3つ目として、第1種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置することという内容が定められたところでございます。こうしたことから、一義的には六日市庁舎内及びその敷地に喫煙所を設置することが望ましくないこと、そして施設配置の関係からも設置が困難であると判断いたし、喫煙所を廃止させていただいて、第2種施設となっております六日市基幹集落センターと町民体育館の間に喫煙所を設置したところでございます。

御提案いただきました場所につきましては、第1種施設の敷地外で、設置することは可能とも思われますが、その一方で、歩道や車道に隣接する形となりますので、通学生や歩行者等が望まない受動喫煙をしてしまうことが考えられます。

したがいまして、健康増進法の改正趣旨や場所の状況から、御質問の場所での喫煙所の設置は難しいと考えております。

喫煙者の方々の御意見もあろうかとは思いますが、現状で御理解をいただきたいと思っ
ているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今町長は、敷地外の河川敷地で、歩道上に近いから、子供たち、歩行者が受動喫煙の恐れがあるということをおっしゃられますが、広島市では、歩道で喫煙場所を設けておるところがございます。一番わかりやすいのは、中央のテニスコートの合同庁舎寄りのところ
です。そこにはきちんと歩道上に喫煙場所が設けてあります。しかも、広島市のあの人口の多い、歩行者の多いところでも喫煙者に対してそういう場所を設けております。

また、同じルートでは、中央公園、先般島根県の屋台村を開いた広場がございますが、そのこのところの歩道側にも、同じように喫煙場所が設置されております。それから考えると、吉賀町はあそこほど、その前の庁舎のところ
に人が、歩行者が多いとは考えられません。ぜひとも設置してもらいたい。設置する気になれば簡単だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、昨年7月の1日から敷地内禁煙をさせていただいておりますが、それに至るまでのところで、それにかわる、いわゆるその今までの喫煙場所にかわる場所の検討も当然役場のほうでさせていただきました。

結果的に、先ほど申し上げました、あちらの施設と施設の間に喫煙所を設けさせていただいておりますが、それ以外にも複数のやっぱり候補地がございました。その中の候補地の一つに、役場庁舎の西側、ちょうど六日市中学校側に自転車小屋がござい
ますが、そちらのほうへ一定の囲いをしながら、今議員が提案をされたような内容でということも検討をしておりましたが、やはり教育現場等から通学路にもなっております。そうしたことで、やはりその子供たちが、あるいはその道路を通行される皆さんが望まない受動喫煙になる可能性があるという御意見をいただき、その場所を断念をして、今、あちらのほうの場所にかえさせていただいたということ
でございます。

同じようなことが、やはり今議員の提案のあった場所でも言われるのではないかと思います。特に、雨風を避ける程度の簡易な喫煙場所というような表現で提案もさせていただいているわけ
でございますが、同じように、その煙等が漏れて子供さんであったりとか、自歩道を通行される歩行者の方、それから自転車に乗られる方のほうへ害が及ぶということも当然あるわけ
でございます。

今回の健康増進法の改正の趣旨は、先ほども答弁で申し上げましたが、第1にたばこを吸われ

ない方が望まない受動喫煙を防止するためということが、第一番であるわけでございます。今や、マナーからルールに変わってきたということでございますので、我々も、当然職場の中にもたばこを吸われる職員もおりますし、庁舎のほうにおいでになられる住民の方の中でもたばこを吸われる方がいらっしゃるの、当然承知しておりますが、そうした状況の中ではありますが、極力望まない受動喫煙を防止するためには、いかようにしたらいいか、どこの場所が適切かという中で、最終的に本庁舎のほうでは、今、申し上げた場所のほうへ設置をさせていただいたということでございます。

たばこの有害性につきましては、これまでもメディア等でもあるわけでございますけど、ニコチンとか一酸化炭素であったりタール、たばこをされる方は当然フィルターを通しますから、それほどでもないんですが、結局たばこを吸われない方は、そのフィルターを通さないものを吸収してしまうということで、そういったしますと、たばこを吸われる方以上に2倍から4倍以上の害があるというような数値もあるわけでございますから、そうしたことを勘案をして、いろいろな状況の中で、本当に候補としては少なかったんですが、御迷惑をかけるというのは重々承知の上で、先ほど申し上げました基幹集落センターと体育館の間のところで、本当に手狭で御迷惑をかける場所ではございますが、選定をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） はっきり言いまして、今の回答も矛盾だらけじゃないですか。町民体育館ですよ。ここよりも町民のたばこを吸わない方があそこを多く訪れるんですよ。基幹集落センターでも同じことです。その方々が、あそこに設置してあるからそうなるんでしょう。まだ、その東側の河川敷のほうで、人のあれが少ないじゃないですか。それをつくりたくないために、そうでしょう。あれこれ理屈というか、ちょっと言葉使い悪いですけども、そういういろいろなことを言いながらつくろうとしない。なぜあの近いところにつくってほしいと。喫煙者が毎年3,700万円もの町税を命を削って払っておるんですよ。（笑声）それをつくりたくない、だからそういういろいろ理屈というんですか、言えるわけです。もうちょっと喫煙者に愛の手を差し伸べてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私が先ほど答弁したところで御理解いただけないのは、私としては本当に残念でございます。

国の法律でということは先ほど言いましたように、受動喫煙防止のためにということでございまして、決して今回御提案いただいた内容ですね、あそこに設置をしたくないからということで、理屈というお話もございましたが、理由を並べたわけではございません。本当に少ない候補地の

中で、言いました基幹集落センターとそれから町民体育館は、役場のほうは第1種施設でございますが、今の基幹集落センターと体育館のほうは第2種施設ということで、いわゆる喫煙として認められる施設でございます。そうしたことをいろいろ絞り込みをしながら、させていただいたということでございます。

確かに、たばこを吸っていただいて、それによって税金を1年間、令和2年度も3,700万円計上させていただいております。これが税収になって、町民の皆さんの福祉の増進に役立てるというのは、当然でございますが、ありがたいことではございますが、たばこを吸う方も吸われない方もそうでございます。特に吸われない方は受動喫煙によって、望まない喫煙によって、それで健康を害される方もいらっしゃるかもわかりません。それから、議員のほうからは、吸われる方も命をかけてというお話がございましたが、命をかけるのであれば、やはり私は国の健康増進法の趣旨からいうと、たばこをやめていただくほうが私はいんじゃないかというふうに思っております。いろいろなその状況の中で、やっぱり高所大所から判断をしなければならないということがあるわけではございます。決して私は、理屈を並べて議員の御提案に反対をするという意味は、みじんたりともございませぬので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） もうこの問題、はっきりと町長がその気がないので、何ぼ言っても水かけ論になりますので、もうちょっと喫煙者に温かい気持ちを持って考えてとお願いして、次に、令和2年度で一般会計予算に係る費用について請求させていただきました。これはなぜかと言いますと、毎年、年度当初の予算編成時に、年度当初の予算額の推移は補助金等で示されておりますが、実績については、はっきりと何も書いてありませんのでわかりません。

今回、こうやって補助金交付実績というものをいただきましたので、これを今度持って帰って、補助金をいろいろ研究して、また町政へも提案したいと思っております。特に、先ほど先輩議員も言いましたが、地域商社の件では、もう少しこの辺の補助金の問題とか、また昨年8月の26日付で議会にも出されました、9人の方の要望書の農業振興策についての要望もございました。このあたりも踏まえて、提案を次から考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、6番、大多和議員の質問が終わりました。

ここで、昼休み休憩に入ります。休憩します。

午前11時42分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の一般質問を行います。

5番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は2点通告してあります。

まず、1点目の総合戦略についてお伺いいたします。

30年度の総合戦略評価表が、この前出されました。目標値を定めて実現のため、毎年PDCAサイクルに基づき検討することになっています。これが2年延長されることになりました。

5年間の総合戦略の総括を行い、新たに策定すべきと思います。

まず、結婚、出産、子育てについて、この項目についてお伺いいたします。

達成できなかった事由について、明らかにすべきだと思っております。数値目標は町民との約束の一つと思いますが、どのように対応されるかという問いです。

総合戦略は、急激な少子高齢化等により人口が減少する一方、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが喫緊の課題であると。その課題解決に向けて制定したまち・ひと・しごと創生法に基づき、今後目指すべき将来の方向を示した長期ビジョンと、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた総合戦略を策定すると。

本町においても、広島県や山口県への人口流出と急激な少子高齢化による人口減少問題、これがこの町の存続を左右する重大な問題になってくると。

そこで、吉賀町は地域独自の資源を生かし、効果的で活力ある町づくりをします。そして、持続可能な地域社会を実現するために、吉賀町版人口ビジョンと総合戦略を策定しましたと。その策定の背景をうたっています。

そして、意義の中に、まちづくりの指針である吉賀町まちづくり計画の中で、「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまちを目指し、安心して働ける仕事をつくり、良好な子育て環境をつくり、転入、回帰、定住といった新しい人の流れをつくらなければなりません」と、総合戦略の概要の中にうたっています。これが平成27年度から平成31年度にかけて5年間の目標です。

それを数値であらわす重要業績評価指標等の数値であらわして、目標値を設定値に対していろんな検討や実行、また改訂等を行うということなんですが、2年延長されるという、やはりここで5年たちましたので、一つ区切りですべきではないかと思っているんですが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員、まず1点目の総合戦略についてということで、まず前段の部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず初めに、お問い合わせのございました総合戦略の延長についてお答えをしたいと思います。

昨年の9月の定例会におきまして、人口ビジョンについては、大きな乖離がなければ変更しないということ、それから、総合戦略につきましては、計画期間を2年間延長する改訂を行うということ、このことを基本方針とすることについて御報告をさせていただいたところでございます。

これは、吉賀町まちづくり計画との期間の整合性を図り、令和3年度に実施いたします予定の前期評価と総合戦略全体評価を一体的に行うことによりまして、住民ニーズの反映がより効果的に、そして的確に行えることができ、計画全体の整合を図ることができるとの考えによるものでございます。

参考までに申し上げますと、島根県におきましては、今年度において総合計画と総合戦略を更新いたしまして、新たに御案内の地方創生計画という名称で両計画を一体化したものを策定をされたところでございます。

吉賀町の総合戦略の延長に伴いまして、重要業績評価指標、いわゆるKPIでございますが、これにつきましても関係部署の担当者による担当者会議で、これまで実施してきました成果に基づき、それぞれの検討を行い、地方創生本部会議並びに総合戦略推進委員会で協議の上、見直しを行うこととしております。

総合戦略の評価につきましては、毎年度町民で構成される総合戦略推進委員会にお諮りをしておるところでございまして、5年目の評価につきましても、令和2年度の前半には取りまとめ、公表するというようにしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 島根県も国も、そういう策定をされていると、第2期の策定をされていると思うんですが、完全無償化、子育て等の支援で無償化や支援拡充策で結果が出せなかったと。評価としてAからB、Cあって、やはりAが余りなく、B、Cであったと。

数値で出生数を一つとってみても、やはり目標値57人に対しての毎年の数値は達成されていないと、そこに近づけてもいないというような、その結果が出ているということ踏まえたら、やはりこの計画が、5年間の計画が果たして完全無償化でやってきて、支援策があって、これ本当によかったかと。やはりここで一度立ちどまって考えてみるべきだと思うんです。

それで、何が足りなかったか、何を変更するかというところが、やはり総合的に評価しないとわからないと思います。

それで、環境も変わり、いろいろと変わってくる場合がありますので、それを取り入れてやはり新しい方向でいくと、基本路線は変えないにしても、新しい何かを追加していくか、変更していくという、やはりそこにアクションが要るんじゃないかと思っております。

本当に完全無償化、子育てに関していろんな無償化を吉賀町は整えています、本当にこれでいいのか、これ以上のまた拡充策は何かあるのかとか、そういうことも、やはり事業評価表の中

でも、当時うたわれていると思うんです。

今後の課題及び取り組み方針として、目標値の見直しを含むという項目があります。保育所無料化に伴い、ゼロ歳から保育所入所が増加していると。母子との愛着形成が必要な時期に、早期に保育所に入所を行う影響が、後年度にどのような影響があるかを調査、検討が必要であるというように、いろいろなその当時にそういう目標値の見直しを検討されているわけです。

これに対して、やはり検討を加えていき、本当にこの支援がいいのか、それともまた違う方向でいくのがいいのかというのを、もう一度考え、方針を少し変更して、一部利用者負担をお願いするとか、その辺の検討もされるべきではないかと思うんですが、これはいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今御質問がございましたのは、総合戦略でいうところの結婚、出産、子育ての希望をかなえるとした部分であろうかと思えます。

御紹介もございましたが、基本目標の平成30年度の実績値につきましては、前年度の実績値より下回った結果となりました。また、単年度で定めている個別の数値目標につきましても、下回っている項目もあるわけでございます。

数値目標を当然掲げている以上は、全ての項目でそれを達成できるようにしていくのが必要なということは、十分承知しているところでございます。

しかし、一方では結婚、出産、子育ての基本目標につきましては、単年度ですぐに実績値が上昇してくるというものではないということは、御理解をいただきたいと思えます。

重要なのは、平成30年度の実績値を初め、平成27年度から29年度の実績値や取り組み内容について、評価検証していただいておりますので、これをもとに翌年度の計画や取り組みにつなげていくことだというふうに思っております。

ちなみにということで申し上げますと、今回の総合戦略は御案内のとおり平成27年度から平成31年度、令和元年度、本年度まででございます。この5年間でございますが、今年度今ちょうど最終年度ということで、まだ確定値は出ていないわけでございますが、始まりました平成27年度から平成30年度までの4年間、ここに限定をしてその4年間トータルで申し上げますと、これは数字的なものを御紹介しておりますので、一目瞭然でございますが、合計特殊出生率や出生数、それから社会増減や、それから自然増減、これは4年間で間違いなく顕著な伸びを示しているわけでございますので、その点は申し添えておきたいと思えます。

それから、今回の単年度でのこの数値も一時的には下回っているという御指摘ございましたが、そうした中で少子化対策のいわゆるその一部利用者負担の御質問がございました。

平成27年度から実施しております給食費と保育料と、あとは高校生までの医療費の無償化の三本柱でございますが、これは当然子育て支援策でございますから、総合戦略にも実行施策とし

て、取り組み内容として掲載をしているところでございます。

先ほど申し上げましたが、単年度で見えていくとなかなか見づらいんですが、これまでの4年間、先ほど言いましたような、いわゆるそのスパンの中で見ると、実績が上がっているということでございまして、さらにその部分を幾らか詳細に申し上げますと、無償化施策を充実をいたしましたのが平成27年度でございました。

当然、それより前は一部無償化もしておりましたが、今のような形での完全無償化を始めたのは、平成27年度。それから総合戦略を時を同じくして、4カ年のところのデータでございまして、これは県が発表している数字でもございますが、4年間で吉賀町の場合は、出生数では33人増加をしております。

それから、出生数から死亡数を引いた自然動態、増減でございまして、これでは57人の増加。それから、転入数では67人が増加をしておりますし、それから、転入数から転出数を差し引きましたいわゆるその社会動態、この増減数でいいましても、73人が増加ということで、軒並み増加に転じているということでございます。

これが全て少子化対策、三本柱が影響したかというところ、そこは言い切れない部分ではありますが、少なからずそのことがこの成果に貢献をしているということは、評価できるのではないかとこのように思っております。

それから、先般も全員協議会で御紹介もさせていただきました第2期の吉賀町の子ども・子育て支援事業計画でございまして、これにつきましても、今の子育て環境をさらに充実させるというスタンスの中で、来年度以降もその無償化施策については、実施をしていきたいということに関係者の皆さんと一緒に協議をさせていただいたところでございます。

いろいろ少子化の関係の完全無償化については、御議論になるところではございますが、やはりそのU・Iターンも含めてですけど、このやっぱり吉賀町に戻っていただく、吉賀町に来ていただく、その一つの大きな要因ではないかというふうに思っておりますので、当然財政のことは気になるところではございますが、許す限りの中では、現在の施策については継続をさせていただく心づもりでおるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 子ども・子育て支援事業の中にも、数値が出生数は出ていますが、21年度から30人台でずっと来て、最終的に今一番ふえて、また下がっていくんではないかというような思いもあるんですが、どこの市町村もみんな人口増加に対しては大変厳しい思いをされていると思うんですが、どうしてもいろいろな状況が変わってくると思うんです。

今回も新型コロナウイルスの拡大等で、働き方が変わったり、いろんな休みになって、放課後利用とか保育とか、そういう働き方までいろんなことで変わってきていると思うんです。

島根県も今年度からIターンとUターンを区別して展開していくと。子育て環境の充実で放課後児童クラブ等のその運営もまた状況が変わってくると思うんですが、県はUターンとIターンを区別し、Uターンに重点を置いてふるさと回帰を進めていくんだという「ふるさと回帰」という言葉が出てきました。どうしてもUターンを呼びかけ、Uターンでここにふるさとがあって、ここに御家族がおるということは、やはり子守をしてあげたりとか、いろんなことで生活が変わってくると思うんです。

そういう先ほどのその一部の利用者負担とか、方向転換の中で、やはり町もUターンに重点を置き、IターンもUターンもですが、Uターンに重点を置いて、そこで子育てとかできるような施策を、もう一遍訴えてみて計画してみたらどうでしょうかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどいわゆるその総合戦略の実績の話をさせていただきました。吉賀町の事例を申し上げたところでございますが、同じような手法で県内の統計をとったものがあるわけでございます。

特に地域づくりとか、それから子育て支援ということでいうと、島根県、いわゆる中央部の邑南町が非常に代表的なということで、全国的にもいろいろ紹介をされているところでございますが、同じ前提で吉賀町と邑南町を比較をするということで申し上げますと、例えば総合戦略が始まるまでの5年間と、総合戦略が始まった27年度以降、4年間になりますけど、同じ4年間です。23年度から26年と、それから始まった27年から30年までの4年間、これで比較すると、吉賀町の場合は出生数が先ほど御紹介したように、33人伸びていますが、邑南町は逆に同じ4年間で比較すると、マイナスなんです。

それから、自然動態でいっても、吉賀町は57人のプラスですが、邑南町は4人のプラス。転入数とか社会動態につきましても、吉賀町も邑南町も伸びていますが、吉賀町の伸びが多いわけです。

ですから、いろいろ御意見も皆さんからいただいておりますが、吉賀町はやはり頑張っているということ、まず御理解をいただきたいと思います。なかなかその御理解は、難しいところもあるかと思いますが、吉賀町ならではの施策を打ちながら、現にその数字的にも結果を出しているというところは、御理解をいただきたいと思います。

それから、もう一つは県が統計課のほうが、先般新聞でも報道されましたが、おととしの10月から昨年の10月までの1年間で、いわゆる人口の増減を発表されましたが、島根県の19の自治体の中で、一昨年から昨年の1年までの間で人口がふえたのは、吉賀町と隠岐諸島にある知夫村の2つだけなんです。知夫村は7人ふえ、吉賀町はわずか1人でございますが、県内の19の自治体の中で、一昨年から1年の中で人口が伸びたのはその2つ。その2つのうちの

1つに、今吉賀町は現に入っている。

ですから、その内容の分析は当然必要な部分があるかと思いますが、そうしたことでも数値が上がっているということは、御理解をいただきたいと思います。

それから、U・Iターンの話がございましたけど、総合戦略の中でも、これは新しい人の流れをつくるというこの項目の中で、いろいろK P Iの下にその施策がぶら下がっていますから、いろいろなことを今実行しているところでございますが、これ軒並み当初の目標値に対して実績値が上がっているんです。

これは、全員協議会でもお知らせをしておりますので、議員も御承知のことかと思いますが、あえて申し上げますと、U・Iターンの促進支援ということで、当初U・Iターン50組の目標でございましたが、これまでの実績は57組なんです。ですから、今度K P Iの見直しをすることで申し上げますが、目標値も今度は70組にしよう。

それから、住宅、住居に関する支援も50件の目標だったのが、今実績は151件ということで、これも大きくクリアしていますから、今度新しい目標として280件にしようかと。

それから、教育の環境づくりというところでいいますと、U・Iターンの児童生徒25人の目標だったのが、72人入っているんです。ですから、これについても今度は140人の目標に設定をしようということで、これまでの成果なり結果を見据えて、向こう2年間延長させていただきましたけど、そののやっぱり数値目標を更新をさせていただいて、結果が出なかったところは、まず現状をしっかりと見据えて、当初の目標に近づくように。

それから、既にクリアしたものは、今度新たな目標を設定をさせていただいて、またステップアップ等していこうと、こういうようなつくりで今職員のほうも頑張っておりますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

それから、施策のほうでいいますと、施政方針の中に入る書いてありますが、やはりそのU・Iターンのところでいいますと、今の子育て支援に含めて住居対策と雇用対策をやっぱりセットにして取り組んでいかなければ、まだまだ実は上がってこないだろうというふうに思っています。

それから、もう一つつけ加えていうと、Uターンで申し上げますと、教育委員会が平成23年、24年度から始めておりますサクラマスプロジェクト事業、これがやはり私は一番今から成果が出てくるということ、大きく期待をしております。

これは、ただ単に教育現場だけでなくして、特にその地域の皆さんにも御協力をいただいて、地域会議というものを各公民館でつくっていただいて、いわゆるその地域で子どもを育てる。地域の皆さんを子どもたちにわかっていただいて、一旦高校を卒業して外に出るわけですけど、吉賀町をやっぱり思い出していただいて、回帰をしていただくということでやっておりますが、こ

れもかなりやはり私は成果が出ていると思います。

ただ、これも始めてもうおおむね10年に近づきますから、これまでの取り組みを第1期として、来年度以降は今度は第2期の取り組みということで、サクラマスプロジェクト事業もまたステップアップした内容で、地域を挙げて取り組みをしていきたい。そうすることによって、将来的にはまた大人になって、あるいは世帯を持って、あるいは定年を迎えたころに、この地元へまた帰っていただくというような流れができてくるんだろうと思います。

ですから、いろんなことをやはり総体的に取り組む中で、U・Iターンの対策は講じていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 新聞で県内各町村の子育てに関するいろんな調査が出ていますが、やはり吉賀町も一定成果が出ていないというように、やはり数値で出生数が少なかったら、やはり目標に対しての少ないんだと。

それから、やはり人口をふやすという、子どもをふやすという、そこへ出生数を伸ばしていくという施策は、第一番でやっぱり掲げていくべきだと。総合戦略のその策定の意味というのが、やはり持続可能な吉賀町をつくっていくと、これ何していったら残らなくなっていくんじゃないかというような思いがあると思います。

保育所の利用料の無料化、それから給食費の無料化、医療費の無料化、いろんな放課後児童クラブの無料化、いろんなその無料化、無料化できていますが、やはりそれに対するここだけで子どもをふやすということだけでは無理が——無理といいますか、これだけではない、やはり何かもうちょっと大きな動きをとって、全体を大きく動かしていくというような視点も大事なんではないかと思っています。

次に、林業の話になるんですが、これもやはり総合戦略の中にもうたわれていると思うんですが、先ほどの仕事がかかわってくると思うんです。総合的にやはり仕事とか、森林資源活用策ということで提出していますが、この前の2月28日の全協で、地域おこし協力隊による森林活用と担い手育成事業を推進する上で、まず木材の利活用を定め、利活用資源として計画を立てて実行するという目的、国有林等もあり、この地方独特の樹種もあります。多方面に活用できると思っています。

そして、まず木材の利活用計画書をつくり、建築材にするとか、加工品にするとか、いろいろなその利用方法があると思うんですが、この地域おこし協力隊を活用した森林資源活用担い手育成事業の中で、自伐林家をふやすと。

目的として、その潜在資源である未活用資源を活用して林業を振興すると。路網を生かした車両系システムによる作業で広げていくという趣旨の事業だと思うんですが、この中にやはり町内

の土木事業者さんとかにも参加してもらおうとか、町発注の事業として林道、作業道いろいろとあると思うんですが、地域おこし協力隊だけでなしに、やはり町内挙げて取り組んでいくのが必要ではないかと思っているんですが、やはりこれで仕事を起こし、先ほどのその子育てではないんですが、いろんなトータル的に総合戦略として、これが生きてくるのではないかと思うんですが、お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして2点目でございます。森林資源活用策についてということでお答えをしたいと思います。

今回の地域おこし協力隊を活用した森林資源活用担い手育成事業は、町内にある利用期を迎えた人工林を有効に活用するため、永続的な森林経営が可能な森林管理システムの構築と、そのシステムに沿った造林、作業道開設、収穫までを実施することのできる林業作業班の育成と、収穫した木材に付加価値をつけて利用することのできる人材の育成を目的としているものでございます。

議員のほうから活用についてのお話もございました。豊富な森林資源を活用するためには、まず森林資源を収穫することが第一で、木材価格が低迷している現状において、林業収入を高めていくためには、低コストで木材搬出を行う必要があり、そのためには路網を生かした車両系システムでの作業が最適だと考えております。

今回の事業では、この路網を活用した木材を低コストで搬出することができる人材を多くつくることを最優先に考えております。

また、林業収入を高めていくためには、木材生産費の削減とあわせて、収穫した木材をより高く販売する必要があります。通常の市場などへの出荷だけでは有利販売を行うことはできません。ニーズが少ない商品は、大型流通の中では手間がかかり、コストが合わないために対応しないことが多く、高値での需要はあるものの、供給できていないような商品が多くありますが、少し手間をかけて付加価値をつけることで、商品価値を高めることもできます。

このような需要を開拓し、付加価値をつけて販売する加工技術もあわせて習得できるよう、事業を進めていく予定としているところでございます。

それから、後段のところでは地元を活用したというような御提案もございました。御提案のありました町内産の木材で家を建てるプロジェクトにつきましては、現在高津川流域の木材で建設した住宅に対しまして、高津川流域産木材活用促進事業費補助金、それから、高津川流域木材を生かした家具・建具づくり支援事業補助金の助成事業により、地域材活用の促進を既に行っております。

今後もこの事業をベースに地元企業の参画を促しまして、地域産木材の活用が促進されるよう、

当然持続可能な事業の推進を図ってまいりたいと思います。

ということでございまして、地元の土木会社等もというようなお話もございましたが、既に今御紹介もさせていただきました補助事業も制度化をさせていただいて、なるべくもう地元の業者様にも参画をしていただくというような、いわゆるその制度設計をしているところでございます。

じゃあ、これが十分かといえば、決してそうではないというふうに承知もしておりますので、現行の制度につきましては、しっかり検証もさせていただいて、より使いやすいもの、それからより活用度上がるもの、高いものを目指していけるように、また関係者で協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 木を出すこと、まず作業道をつくって、伐採して、搬出して、製材して製品や加工をするという数多くの工程があるんですが、その木を出す、木を切る、何のために、何に活用するために木を切るんだという、やはりちゃんとした計画、先ほどの総合戦略ではないんですが、やはり計画があって、それに基づいてこういうものをしていくんだと。

まず町有林で出してやってみると言われてですが、その木をじゃあ町の高津川流域の住宅ではなく、全部町内産の住宅を建てるんだと。そのときに、先ほどのUターンの話もあったんですが、Uターンで帰ってきてください、全て町内産で家を建てるプロジェクトを町が起こしていますと。そこで10軒とか20軒とか、町民の皆さんがUターンで家を建ててもらえるようになったら、そういう木材の提供とか、町内産のかなり10棟も建てれば木材が要ると思うんです。

家といっても、いろんな柱もあったり、板材とか4メートルもの、3メートルもの、いろんなその材料が要るわけです。そういう木取りとかいろんなことがあるんですが、そういう利活用、家を建てるのに切り出す木材と、その切り出すためにいろんな用材、杉やヒノキを切るときに、途中で普通の雑木があって、その雑木もいろんなものに利用できるんだと。木の器とか、匹見でも木の器でレストランを起こして、その器として物すごくいいんだというような話も聞きました。

また、その木を切るときに、普通の山がこの辺の山でしたら、クロモジとかいろんなものも生えていると思うんです。そういういろんなものを利用する。

また、桜の葉を使ってお茶をつくるというのも、これ栽培されているんでしょうが、そういう全てそこの山から出るものを利用できるような活用計画書をつくっておいて、そうして家を建てる、加工品にする。

製材会社が製材でそこの木取りでこれは建築材になるんだと、これは加工品になるんだと。それ以外の端材はチップにして、午前中もありましたが、津和野町の発電プラント、6,000トンもいれば、かなりのその燃料チップが要るし、町内でもチップの利用があると思うんです。

そういうやはり総合的な利用計画書みたいなのをづくり、とにかく高津川流域でなしに、吉賀

町産の家を建ててほしいと思うんです。そういうやはり作業道をつくり、伐採し、搬出し、そこで製材したり端材、製品加工、いろんな工程が多いほど、いろんな職種が生まれてくるんです。

午前中もありましたが、木の駅プロジェクトもここでもう一度プロジェクトの駅でなしに、木の市として、市場としてこれを活用し、そこでいろんな加工品とか製材と建築材とかに分けるような、そういう仕分けのところもできるんじゃないかと。

そういうふうにして総合的に木を使い、本当林業の潜在資源という、本当そうだなと全協のときに思いました。未活用の資源なんです。これを本当利用して、いろんなこういう事業で人がふえるような施策に変わっていけるんじゃないかと。

それで、地域商社とか、いろんな協力ももらって、クロモジとか桜のお茶とか、まな板の製造とか、家具なんかもそうなんです、小さい生活用品、いろんなのができてくるんです。

吉賀町には国有林が多くありまして、国有林の中には西中国山地でもものすごい希少といいますか、いろんな木がまだまだ残っていると思うんです、国有林には。そんな木をやはり加工品としたら、よそにはない物ができてくるのではないかなと思うんですが、そういうのを総合的に勘案して、もう一度考えてみたらいかがかと思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 随分前に一般質問の折だったと思いますが、関東圏の都道府県のちよつと御紹介をさせていただいて、木づくり条例というのをつくったというお話をさせていただいたことがあったと思います。まさにいろんな意味の木づくりなんですけど、造林をする、木を育てる、それから今度はそれを搬出をして、加工して製品にして、流通をさせて売買をしていく。そこで得られた収益を、今度はまた山に戻るように、人であったり、それから植林のほうに回していくんだと。そうして、うまいこと地域、あるいは流域で循環をするような仕組みをつくるというような御紹介をさせていただいたと思います。

まさにそれが必要だろうというような御意見だろうと思いますけど、今回全員協議会のほうでも説明させていただきました2月の末のところの、森林環境譲与税と、それから地域おこし協力隊の制度をタイアップさせていただくその事業でございますが、これはまず御紹介をさせていただきましたように、人をまず育てるところから令和2年度からしていこうということでございます。

これを3カ年刻みで、1年ずつ更新をして、9人のまずは担い手が生まれてくるということなんです、これは当然続いてこないといけないわけですけど、そうして担い手を育成をしながら、最終的には結果としてお話のありましたような山の資源を、潜在的な資源を活用して、経済を循環をさせていくということに、やはり結びつけていかなければならないものだろうというふうに思っています。

それから、もう一つは先日新聞でも——きょう13日ですから、きのうですか、非常に私ほうれいニュースだったんですが、島根県の農林大学校ですか、こちらのほうの林業科のほうがまた拡充授業をされるということの御紹介が、一部新聞報道でありました。結局、学校のほうで林業に関するコースを設けて、定員を2倍の20人にするんだということです。

そこで何をするかというと、今回この森林環境譲与税と地域おこし協力隊を活用した事業をする中でもやっていくわけなんですけど、高性能林業機械の3点セット、私も初めて担当のほうからも、以前聞きましたけど、木を伐採をして枝打ちをするハーベスターですか、それから次は、これを今度は作業道まで出していかないといけませんですから、その機械はスイングヤードというんだそうです。今度はそれを積んで、作業道で、要するに出していかないといけない、これは今度はフォワーダという機械だそうですが、要するに、今申し上げた3つの機械を高性能機械ということで、この3点セットを先ほど言った農林大学校の林業科の生徒さん、倍増するところで勉強していただいて、そこを今度は担い手として地域に戻していくんだというようなことが大きく報道されました。議員さんも目にされたかと思いますが、そうしたことで、今、島根県もそうしたことを随分力を入れておられる、吉賀町は少し遅くなりましたけど、人材の育成をやっぱりやっていこうと、これも森林環境譲与税が前倒しになったおかげなんですけど、そういったことを今からやろうとしておりますので、とにかく可能性のある、限らない資源を有効に活用するために、これからも頑張ってもらいたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ある組織をフル動員といいますか、地域商社もそうだと思うんです。それで、音頭を取って今の木を出す。やはり今これだけ要るんだから、このぐらい出そうと、本当にプロのなにを要請するべきではあるんですが、やはりそこまでやると大きな投資がいると思うんですが、まずできること、必要な材料がこのぐらい要るんだから、ここを出していったら、余った端材はチップにしたりとか、いろんなそういう総合的に考えてできるような、町内で回るような事業をまずやってみて、それからいろんなのを大きく広げていったらと思うんです。最終的には、町内回帰といいますか、県もそういうUターンを進めておるように、やはり町内に帰ってきてもらおうと、同居3世代が町内に住んでもらおうとか、昔言ったんですが、孫ターンとかいうようなこともあったんですが、やはり家族で帰ってもらってまちをにぎわす、少子化対策も子育て対策が、高齢者生きがい対策につながっていき、3つが昔のように3世代が吉賀町で生活できたら、いろんな意味で、児童クラブじゃないんですが、そういう守もできるかもしれませんし、いろんな地域もにぎわってくるんじゃないかと思います。

この前、過疎地で雇用の増加を目指す、新しい特定地域づくり事業推進法というのが6月の4日から施行されるわけですが、これがこういう事業に使えるかどうかというのは私はわかりま

せんが、使える部分があるのなら、今の林業のこういうことに一緒に考えて、少しでも地区で、吉賀町内で仕事があるように、木に携わる仕事先ほども申しましたが、たくさんの道をつくるだけでなく、その木を出す仕事。それを製材するとか加工するとか、いろんな職種が生まれてくるんです。ただ切って売るだけではだめで、これを家にしていく、そして家にするということは大工さんや左官さんやいろんなまた職種が出てくるし、吉賀町内での完結ということじゃないんですが、やはりそういう持続可能なまちを目指して、ここで方向転換といいますか、そういう方向でこの総合戦略をもう一度考えてもらったらという思いで、今回の質問をさせていただきました。町長、最後に何か一つ……。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回新たにできた法案のお話ありがとうございました。これは御案内のとおり地元選出の細田先生の肝いりで、議員立法で成案をした法案でございますけど、これが施行されるに当たりまして、ぜひとも活用させていただきたいということで、特に協同組合のあり方をいかようにしていくかということで、担当する、いくらかセクションがありますけど、役場の中でも今検討をしているところではございます。県庁の窓口も今、いろいろ定まっていないということがありますが、まずは、そこら辺の総合的な窓口ということで、島根県庁の地域振興部の中に、課がございますので、そちらのほうへいろいろな御相談をさせていただいておるといようなところでございます。

可能性があるかどうかは別にしても、今、その部分で一つ考えておりますのは、その地域商社でいうところの3つの団体の中の社団法人、こちらのほうでやっぱりその活用が、その制度ができるのではないかというような可能性も、今模索もしているところでございます。

それであったり、それから今議員のほうから提案をされましたけど、例えば林業に特化をしたところができるのであれば、そのようなことも検討させていただきたいと思いますが、まずは、全体的なところがまだ見えていないという部分も多分にあるわけでございますので、せっかくできた法案を活用できる部分は活用させていただいて、当然国費もあるわけですから、そうしたところも財源を確保しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

今回の通告の内容にありますように、何にしても地方創生は、東京一極集中を、やはりそうではなくて、地方に人を帰していこうと、そうすることによって、全体的な人口のバランスを取って、地方にもっともっと活力を与えていこうというのが本来の目的でございますので、そのためには、まずそれぞれの過疎地域、中山間地で人口をいかにして確保していくということで人口ビジョンがあるわけでございますから、本来の目的から外れないように、そこを忘れないように、これからもまちづくりに対して懸命に努力をしまいたというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 節約できるところは節約し、我慢してもらえるところは我慢してもらい、そこでその設備投資に回していく、今回のようなこういう投資に回していき、費用対効果を十分検証して、経済的にそれが回っていくような持続可能なまちが続けていけるような、やはりここで一つのビジョン、ちゃんとしたビジョンをつくっていくべきだという思いで、今回の質問をさせていただきました。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午後1時54分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

6番目の通告者11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルスの感染拡大によって、町内においても、さまざまなイベントやお祝いの方が縮小あるいは中止となり、最後の別れの場に立ち会うこともできないなど、たくさんの方が悔しい思いをしています。一日も早い終息を願ってやみません。

佐賀県は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当初方針で休校期間を3月3日から3月15日までとし、その後の状況を見て検討するとして11日に対策会議を開き、子どもたちの健全な育成のため、自宅待機が長期化することによる子どもたちの心身の健康への影響を考慮したこと、県内では——佐賀県ですが——新型コロナウイルスの感染者は発生していないこと、また、近接する福岡県や九州では感染者が出ているものの、散發的で拡大している状況にはないことから、来週16日から学校を再開する方針を決定をしております。

ほかにもいろいろな対応がございますが、吉賀町においても学童保育に通う子どもには一部当てはまらないところもありますが、一斉休校により、子どもは友達や先生の顔を見ることもなく、思い切り外で遊ぶことは制限され、学校給食もない中で、心身への影響が心配されています。

国の方向が見えないとはいえ、学びのおくれが心配される児童生徒と、保護者、家族の負担、一斉休校により、経済的マイナスを受けている食材提供者などへの影響を考えると、早い段階に条件つきであっても学校の再開をすべきか、子どもたちを中心に前向きな検討が求められているという思いを述べ、質問に入ります。

1つ目は、全ての世代が安心できる全世代型社会保障かというテーマで、町長にお聞きをしま

す。町長は、施政方針の初めに、「安倍首相の施政方針の柱を示し、一億総活躍については、子どもたちから子育て世代、現役世代、お年寄りまで全ての世代が安心できる全世代型社会保障への転換を図るとしています」と紹介しています。

そこで、昨年12月財務省の八幡主計官、一松主計官名で、令和2年度社会保障関係予算のポイントが出されていますので幾つか見てみると、保育の無償化においても、3歳から5歳までの全ての子どもとゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育園等の費用を無償化するものであったり、高齢者、障がい者などのうち、同一世帯の全員が住民税非課税など、所得が低く、経済的な援助を必要としている方に対し、月額5,000円の給付金を支給する年金生活者支援給付金制度など、充実した事業があります。

一方で、この報告の説明文の初めに、1のところで、令和2年度社会保障関係予算の全体像とあり、社会保障関係費の自然増が5,300億円と見込まれる中、実質的な伸びは、対前年度プラス4,111億円となり、方針を着実に達成と実質的な伸びを1,200億円も抑えた成果を誇っています。

主な削減は、介護保険料の総報酬割の完全実施、今年度は4分の3の実施であり、来年度は完全実施で、協会健保や共済組合に加入する人と雇用主の負担をふやして国費600円削減、薬価等の改定1,100億円などです。

3のところでは、消費税増収分等を活用した社会保障の充実等の③のところでは、保険者の予防、健康づくり等の取り組み強化と銘打っていますが、その中の適正かつ健全な事業運営の実施状況に法定外繰り入れの解消を上げ、加点割合を前年より引き上げています。急激な保険料の引き上げを防ぐために、吉賀町では一般財源から法定外繰り入れを予算化し、加入する世帯の保険料負担を上げない努力をしたこともありましたが、国はこれをさせないよう締めつけてきています。子どもがふえたら、国民健康保険税がふえる仕組みはそのままです。ほかの健康保険では、子どもがふえることで保険料がふえることはありません。また、年金支給額は、プラス0.2%改定と書かれていますが、物価上昇分0.5%を差し引くと、実質的な年金は0.3%の引き下げです。

さらに吉賀町では、介護保険料の8%引き上げ、島根県後期高齢者医療広域連合の1人当たり年間保険料1万2,000円引き上げに基づく予算案が、本定例会に提案されていますが、加入者の負担増に対し、国には保険料を上げないよう手当てする姿勢が見えません。社会保険において、多くの40歳から64歳の人も65歳以上の人も負担がふえ、実質の年金支給額が下がることで、税金や社会保険料を除いた可処分所得が減る流れとなっています。

また、この予算のポイントには、高等教育の無償化も取り上げられています。住民税非課税世帯の学生を対象に、学びへの支援を拡充するということで、大学、専門学校などの学生を対象に授業料減免、給付型奨学金の支給をおおよそ年収380万円以下の世帯は3分の1の支援、年収

270万円の世帯は全額免除としていますが、その実態を見ると国立大学は国の制度導入に伴って、中所得世帯まで対象としている現行の授業料免除制度の財源となる運営費交付金が削減されるため、現在授業料が全額または一部免除されている学部生4万5,000人のうち、2万4,000人が支給額の減少や支援打ち切りとなります。国立、公立、私立とも大学独自の支援制度が継続できなければ、中所得世帯の学生は支援制度の対象から外れることとなります。このように、名目上は、充実したように見えても、実際には実質引き下げ支援対象から外す、負担割合を引き上げる内容となっています。

さらに、後期高齢者で、現在1割負担となっている方の受診時の窓口負担を2割に引き上げる検討は続けられ、年金のマクロ経済スライド制度が、引き続き実施されることで、所得代替率という年金の給付開始時点の金額を現役世代の平均手取り額に対する割合で示したものが、今年度の61.7%から20年先には50%近くに減らされる計画のうち、所得代替率を下げない見直しの動きは見えません。

そこでお聞きをします。消費税率が6年前と昨年2回にわたる引き上げで、合わせて5%もの引き上げが行われた中で、町長は首相の言う全世代型社会保障の充実が、町民に与える影響、そのことについて、どう捉えているかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の1点目でございます。

全ての世代が安心できる全世代型社会保障かということについてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、私の施政方針について申し上げておきたいと思えます。申し上げておりますのは、安倍首相の施政方針の柱でございます施策のひとつとして、一億総活躍の項目がございましたが、この社会の実現に積極的に取り組むという内容を、ある意味要約をして御紹介をさせていただいたわけございまして、あくまでその内容について私の所見を述べたものではないわけございまして、その点につきましては御理解を賜りたいと思えます。

その上で、御質問の内容について答弁をさせていただきたいと思えます。

政府が目指す全世代型社会保障の基本的な考えにつきましては、昨年12月に全世代型社会保障検討会議の中間報告に示されております。その報告では、人生100年時代の到来を見据え、急速な少子高齢化の振興や多様化するライフスタイルに対応でき、高齢者や障がい者を初めとする全ての人や世代が安心して暮らせる全世代型社会保障に転換を図ることが重要と位置づけられており、議論されている分野としては、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大や、70歳までの就業機会の確保、地域医療課題の克服、予防や介護といったものを中心に、本年夏をめどに最終報告される予定となっております。

その分野ごとの議論においては、これまでの給付配分や負担の見直し等が検討されており、世代によっては負担増につながるのではないかと推測をされるところでございます。

一方で、吉賀町をはじめ、全国的な課題であります、地域に必要な医療確保対策の推進などについても検討がされており、今後の議論を注視してまいりたいと考えています。

いずれにしても、将来予想される状況等に対応し、住民一人ひとりが安心した生活が送れるよう、現行の社会保障制度を対応可能なものにしていくことは必要であると考えています。国の社会保障制度を基本としつつ、制度のはざまにおいて安心した生活を送ることが困難な方がいる場合、制度上可能であれば、町の単独事業等の充実も図り、対応してまいりたいと考えておりますが、当面は国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

最後に、安倍首相が言われる全世代型社会保障の実現あるいはその充実が、町民の皆さんの生活にいかように影響を与えるかということについてでございます。内容的には75歳以上であっても、一定以上の所得がある方には、医療機関窓口での2割負担を新たに検討したり、これは先ほど御紹介のございました、かかりつけ機能の強化を図るために、大病院というような表現もしておりますが安倍首相は、その規模感はわかりませんが、この大病院での受診に定額負担を求める、こうしたような記述も安倍首相の施政方針の中では述べられているわけでございます。できることなら、このようなことにならないように願っておるわけでございます。しかし、このことは現役世代への負担上昇を抑えることと、もう一つは将来へのつけを可能な限り抑制するための手法であると認識しております。町民生活への影響を決して否定するものではないわけでございますが、いたし方ない部分ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 負担増についていたし方ないという部分もあるということでありまして。しかしながら、国民年金でも満額を受給できる方というのは、皆が受給できるわけではない、そういう状況で、先ほど御紹介をしました給付金月5,000円というような制度もあります。だからといって、それで解決をするかという、その人たちよりも少し収入のある方々のところというのは、本当もう少し手を向けなければいけないんじゃないかというふうにも思っております。吉賀町において、これまでも努力はされているという気持ちはあるんですが、いかんせん先ほど紹介したように、国がいろいろな締めつけ、ほかの事業でも建設水道課がもらっている事業でもそうですが、そういう中で財政のやりくりをしなければならぬと、そのことは、もう少し怒ってもいいんじゃないかと。地域をやっぱり守るために、地方自治というものをしっかりと実現するために、国の最近におけば、ちょっと無茶苦茶な姿勢が強まっているようにも感じるところです。その点について、国の姿勢との関係で、町長にどういう思いがあるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどの冒頭の議員の説明といたしますか、お話の中にございましたが、令和2年度の国の特に厚労省の概算要求の概要、いわゆるスキームの中で、高齢化等に伴う増加額5,300億円、私も通告を受けて、そのあとホームページ等見ました。確かに記述があります。令和2年度厚生労働省予算概要要求のフレームということで申し上げましたように、高齢化等に伴う増加額5,300億円とはいいながら、予算の段階では4,100億円ということで1,200億円減額をしたということで、これは先ほど御紹介があったものが、多分にやっぱり影響しているんだろうと思います。私はそんなにつぶさにもものを見ておりませんから、何とも答えようがございませんが、そうしたことが、やはり影響しているというのは、決して否定するものではございません。

我々その地方自治を預かる者といたしましては、特に財源の問題も含めてなんです、国政で議論された国の制度、それぞれの制度にはやはりのっとってやるしかすべがないというのは現実の問題としてあるわけでございます。ですから、その国の制度を踏襲して、そこをやっぱりやっっていくしかないとは言いながら、これも国の財源だけで賄えるものはない、吉賀町の一般財源をそこにやっぱりつぎ込んでいかなければならないということでございますから、国の制度をやはり運用していくことにいたしましても、それなりのしわ寄せが住民の皆さんの生活にくるわけでございます。そういうところを黙って見ているわけでは当然ございませんで、いろいろところで要望活動をさせていただいたり、特に島根県中山間地初め離島も含めてですが、町村が11ありまして、それぞれ本当に重たい課題を抱えて自治をしているわけでございますので、定例の会議をしながら1年間の意見交換をして、年に1回は必ず島根県並びに中央省庁のほうへ、島根県町村会としての要望活動も欠かさずやっているというような状況でございます。

一つの成果として上げれば、最近では、以前この議会で私申し上げましたが、国の制度で会計年度任用職員が、この4月から新年度から本当に始まるんですけど、危惧をしておりました財源の問題、吉賀町でも4,000万円から5,000万円ぐらいいるという、これは我々はその制度を今からつくっていく段階でそれが判明したわけでございますが。片やその総務省であったり財務省がそうした現実を承知しておられたかという、どうも要望活動をするとうそではない。

ですから、地方の実態をなかなか事細かに把握しておられないというようなことも、やっぱり要望活動をする中で見てとれた部分があります。ですから、我々の現実をしっかり国に県を通しての場合もございませんで、中央にしっかり伝えていく、そういう作業も、これは大変重要なことだと思っておりますので、そうした心を忘れずに、これからも行政に携わっていきたいというふう考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは続いて、地域商社の設立準備の状況についてお聞きをいたします。

本日の一般質問の中で、同僚議員からも関連する質問等も出されておるわけですが、私のほうからも行わせていただきます。

まず、1回目の質問といたしまして、新年度の予算案に地域商社設立事業費として1,900万円が計上され、6月議会では後から質問する財団法人設立費用に出捐金として3,000万円が予定されています。農産物とその加工品の生産、販売に地域商社が加わることで、生産者、地域にどんな変化が生まれてくるのか聞いていきたいと思います。

昨年11月29日の全員協議会では、地域商社は設立する目的について、「人材不足、所得の減少、地域を代表する製品の衰退といった課題が顕在化している。これらの課題が連動し、深刻な人口減少の悪循環を生んでいる。この悪循環を止めるため、継続的に産業振興を進める仕組み、地域商社を設立する。この地域商社の活動により、魅力あふれ、多様で創造的な就労環境がある住み続けたい町を目指します」としています。

一方で、地域商社が吉賀町の産品や事業のみを扱うと、地域特性が生かし切れないことから、事業を進める上で、地域価値の核となる言葉として、溪谷を取り上げています。吉賀町と近隣地域を溪谷というキーワードでつなぎ、この地域の価値をつくり出す組織をつくるということですが、周辺のまちとの共同開発、広域観光開発というように、周辺地域との協議が必要な計画となっています。周辺地域自治体として、県内では益田市、津和野町、県外は山口市、岩国市、周南市、廿日市市が該当すると思いますが、周辺地域の理解と共同の取り組みに向けた協議の状況について聞きます。また、協議相手別に合意できた内容、協議における特徴点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2点目の、地域商社設立準備の状況はということでございます。まずは周辺地域との協議状況ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員が言われました自治体と連携した取り組みが必要となります。特に各自治体と吉賀町と隣接しております地域を溪谷というキーワードでつなげていければというような形で今我々のほう考えておるところでございます。

御質問にありました、これら周辺地域との協議についてでございますが、まずは吉賀町議会のほうで御説明をしなければならぬというのが、我々の務めでございますので、現時点においては周辺自治体のほうには詳しいお話はさせていただいておりません。まさに今回の議会のほうで御説明させていただいたそのことを終えて、これからその作業に入るところでございます。

今後、各自治体を初め、地域の商工会等へ連携した取り組みをしていただくようお願いも含めて、御説明なりをさせていただく心づもりでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） まだされていないということですが、6月にはまた予算等の計上等ありますので、その時点でまたお聞きをしたいと思います。

2回目の質問であります。町が進めようとしている地域商社は、役割別に3つの組織、財団法人、株式会社、社団法人からなるものだという説明がありました。この商社によって、吉賀町にどのような変化が持たされるのでしょうか。これまでに具体的になりつつあるのが、ふるさと納税の業務を地域商社の財団法人が行い、現在400万円にも満たない年間のふるさと納税額を5年後の2025年、令和7年には20倍を超える1億円を集め、返礼品の調達送料、決済のための経費を除いた寄付額の8%、800万円が運営費として法人に入る仕組みが示されています。財団法人は、このほかにも、広域観光開発事業、新商品開発事業、物流拠点検討事業を展開するということです。

財団法人は、財団法人の設立と同じ時期に、株式会社を設立する計画となっています。株式会社は吉賀町を中心とした近隣溪谷地域の農産物、加工品等を地域内外へ営業、販売、PRを行うことで、地域収益性の向上を担うことになっております。

そこでお聞きをします。財団法人と株式会社が事業を展開することで、吉賀町の物、お金、人の流れはどのような変化を遂げることができるのか。今描く青写真はどのようなものか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目でございますが、いわゆるその物、お金、人の流れの変化についてお答えをしたいと思います。

2月28日の全員協議会で御説明をした際に、バリューチェーンのお話をさせていただきましたが、加工、流通を補完する仕組みづくりを行い、吉賀町産としての流通する物をふやすことにより、所得の向上と雇用の増加につなげていきたいと思っております。

その中資料にもございますクラフトビールのもので載っていたかと思いますが、このクラフトビールを例に一例として申し上げますと、ビールの原材料であるホップを町内で栽培します。現に今、町内の方でホップを栽培をしていらっしゃる方もいるやに聞いております。それにより、農家の新しい収入源が生まれ、新規就農につながることも想定できます。ビールの加工施設があれば、町内産のホップでつくったクラフトビールが商品化でき、雇用にもつながります。株式会社がクラフトビールを地域内外で販売することで、地域経済循環を生んでいくこととなります。こういった産品、仕組みをつくり、生産者、加工業者、小売といった地域の各事業者にも所得と雇用をもたらすことを期待をしているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、クラフトビールの話も出ました。今町長が言われたものは、ではいつまでに一定のビールを生産し、流通にのって行くのか、そういう青写真というものはお持ちかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般の全員協議会でお示しをいたしました担当課の資料の中には、その事細かな、いわゆるロードマップはないわけでございます。これもやはり今から財団法人を立ち上げようとする構成員であったり、それから後刻のところでもまた立ち上げる株式会社であったり、そことのすり合わせが必要になってくるんだらうと思います。それは一刻も早くそうした形で事が進めばいいんですが、関係団体あるいは関係者との調整も必要になってまいりますので、財団法人を立ち上げるあるいはその協議を、関係をするまさに周辺の自治体であったり、関係する団体とお話をしながら、その中でやはり協議をしていかなければ、我々のその思いだけではままたらないところがあるわけでございますので、関係するところと事細かな協議をしてまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 3回目の質問になりますが、地域商社がかかわることで、今ある生産物や加工品の品質のまま売り上げを伸ばし、利益をふやすことができるかということにお聞きをいたします。加工技術において、消費期限が短いという御指摘もありましたので、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 3回目の質問でございます。今ある物産品で利益をふやせるかという趣旨の御質問でございます。現状のままで売り上げを伸ばしそれから利益をふやすということは、正直言って難しいというふうに考えています。これは今お話もございました、その一つには、やはり消費期限の問題もやっぱりあるんだらうというふうに思っています。そのような解決を地域商社の設立により解決できないかと考えたところでございます。今後は消費者ニーズに合った商品制度、販売を行う必要がございますので、広く流通させるためには、あの資料の中にもございましたHACCPの対応のことも書かせていただきましたが、やはりいろいろな可能性といたしますかところを整理して、追及をしながら、課題については整理をしていかなければならないということだらうと思います。こうした支援につきましては、財団法人のほうで担っていくことになるんだらうというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 4つ目の質問になります。農産物などを扱う既存の取り扱いをしているところ、かきのきむら企業組合、吉賀町農業公社、エポックかきのきむらなどとの関係

についてどのようになるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、4点目の質問でございます。いわゆる既存組織との関係についてお答えをさせていただきたいと思えます。

たくさんあるわけでございますが、例えば食と農・かきのきむら企業組合それから吉賀町農業公社、それからエポックかきのきむらなど、既存組織等が連携した取り組みが当然必要なことだというふうに考えております。地域商社を設立することとなりましたのは、当然我々のほうにもあったわけでございますが、いろいろ話をさせていただきますと、事業者の方は商品の製造はできて、販路の開拓までは人手のこともあり難しいから、そこをどうにか行政のほうで支援をしていただけないか、お願いができないかというような御要望があったというのも事実でございます。既存組織の営業に影響が生じるような株式会社での販売は考えておりませんし、それから営業代行等で販売協力をすることも考えられます。財団法人では、新産品開発等で御支援をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 2月28日の全員協議会におきまして、先ほどからの同僚議員からもありました、ふるさと納税における返礼品の品数を現在の19品目から5年後には200品目にする計画が示されておきまして、町長からも答弁があった、既に86件のアイデアが出ているということも示されておきます。生産物加工品の完成度を上げるために、財団法人の新産品開発事業における取り組み内容に、「既存産品のブラッシュアップを行い、買いたくなる商品づくりを進めます」とし、「消費者ニーズの視点に立った商品にしていくため、商品内容、デザインなどに磨きをかける」と説明をしておりますが、町長はそのために何が必要と考えるかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 5点目の質問、今、御紹介もございましたが、先ほど別の議員の一般質問お答えをさせていただきましたが、現在19品目しかないものを将来的には200にしていきたい、現段階で職員の提案で86の項目があるというふうに申し上げました、これは本当にまだまだ頭出しの状態でございます、これがじゃあ200のうちの86になるかどうかというのは、これはまた別問題でございます、これをやはり精査をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、質問の御趣旨でございます。商品のブラッシュアップに何が必要かということでございます。やはり消費者ニーズの視点に立った買いたくなる商品にしていくためには、デザインの思考の問題であったり、それからマーケティングスキルの高い人材が、当然必要になってくる

んだらうと思います。立ち上げに向けては、いわゆる財団法人の立ち上げに向けて関係者のところで御理解をいただければ、今度はその立ち上げをした後の運営ということになりますので、当然高いスキルを持った社員の方を職員の方を求めていかなければならないということですが、今、申しあげましたように、デザインの思考であるとかマーケティングスキル、この高い人を求めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私も今、町長の言われるように、高いスキル、私の思うのはもう少し具体的に言いますと、高い意欲と知識、能力、感性そして強い牽引力、そういうものを兼ね備えた人が必要と思いますが、ただ本当にこういう人、招へいすることができるのか、その点について非常に疑問を持っています。こうなりますと、一定の経験値を持った人を呼んでくるのか、そうではなく卵の状態の人を呼んでくるのか、どういう人を呼ぼうとしているのか、その点お考えがあればお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まさにお話がありましたように、高いスキルを持った方、議員のほうから具体的にいろんなことの御発言があったところでございます。そうした方を求めていくというのは当然必要でございます。どうした求め方をしていくかということですが、やはり2つの手法があろうかと思えます。今申しあげましたように、もういずれかで経験値のある方を採用してくるといふ部分と、そうではなくて、そうした意欲を持った方を採用して育てながらやっていくということが、やっぱりあるんだらうと思えますが、我々とすれば贅沢な言い方をすれば、もう既に経験値があってスキルが兼ね備えた方をということが、私はベストだらうと思えます。

ただ、そうしたことを我々のその気持ちとそうした思いといいますか成就できるかというのは、また別問題でございますから、気持ちとしてはそうしたことを、今、考えておりますけど、これはまた今から予算が通った後の話になりますけど、採用の仕方、求め方については、また関係するところといろいろな協議を重ねながら手法については決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、財団法人の出捐金について関係することをお聞きしますが、今、ちょっと6つ目と7つ目が一緒になりますが、財団法人は町からの出捐金、権利のない寄附金により、事務局長と職員2人でスタートし、事務所は柿木庁舎2階を検討しているという説明でありました。この出捐金、町は相手が財団法人ということから、出資ではなく出捐金という方法で、設立時の運営資金を3,000万円を出す計画となっておりますので、理事会の

報告でありますとかを町に提出するよう書面で約束する、そういうことについて考えているかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、通告にありました中の6点目と7点目をじゃあ一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、なぜ財団法人かということですが、財団法人についてでございますが、財団法人は財産に対して法人格が与えられています。拠出されました財産を一定の目的のために事業を行うことが財団法人でございます。産業振興につきましては、行政だけが担うのではなくて、官民一体となって進めていく必要がございます。お金を出したものの、行政がその法人の事業を決めていく、これでは今と変わらないわけでございますので、産業振興のために拠出されたお金を官民一体となって考えて、事業に使っていく体制ができるのが、これが財団法人であるというふうに理解しております。そのため、財団法人という法人形態を今のところ選択をさせていただいたということでございます。

それから、7点目の通告は、いわゆる理事会等の報告のお話でございます。

財団法人の機関には、理事会あるいは評議員会が必要に、当然のことながらなっております。評議員会は株式会社でいうところの株主総会、社団法人でいう社員総会に類似した機能を持っているわけでございます。法律、定款で定める事項に限り決議を行います。当然、町の代表者は理事、評議員どちらかには必ずなりますので、財務状況、業務状況は必ず受ける形となりますし、財団法人は、法律により貸借対照表を公告しなければならないということになっているということでございますので、そうしたところでの、いわゆる責任を果たしていく義務が発生してくるといように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次の質問ですが、最初に言いましたところで、この地域商社、溪谷というキーワードが観光需要を引き上げる要素になるということでもあります。新たに拡大されるであろう観光客の出身地域、年代層、どういうところをターゲットにして考えているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 8点目の観光客のターゲットのお話でございます。

現時点で、いわゆる溪谷ということでこの吉賀町、中心という用語がございしますが、吉賀町はじめ、この行政区を超えた地域との連携で、溪谷というつながりで活動していこうということでございます。

具体的に、どの地域からの観光客、どの世代、どの年齢層をターゲットにするかということは、

まだまだ見定めたものはないわけでございます。これも、これから議会終了後に、関係をする周辺の自治体のところ、あるいは観光協会等へお話をさせていただく機会があるわけでございますので、その中で我々の思いもお伝えをしながら、どうしたところにターゲットを絞っていけば、より活用度なりが上がってくるかというお話は、させていただきたいなというふうに思っております。

以前、これは年内の11月の全協の中の資料にも掲載をさせていただいています。いわゆる地域の価値をいかようにして見出していくかということございまして、そのときの資料では、4つの価値ということで焦点を絞ってお話をさせていただきました。1つは水にかかわる価値であって、2つ目は山、そして3つ目が地形、そして4つ目が地勢とか地政、いわゆる歴史の部分ですね。こうしたところでたくさん価値があるわけですので、そこに向けて、どういった人を呼び込んでくるかというところを、関係をするところといろいろ話をさせていただきながら、いずれにしても、観光客とはいいいながら、吉賀町は観光地ではございませんので、津和野町さんと同じようなことをしても、決してこれは効果があるわけではございません。

ほかの議員さんからも、いろいろ地域のいわゆる活性化策ということで、お話なり御提案をいただいておりますが、吉賀町に限定をして言えば、要するにすばらしいところが点在をしているわけです。これを当然、まず点を線で結んで今度は面的な取り組みをしていく。それも単発ではなくて、四季折々でたくさんいいイベントとか物があるわけですので、それをつなげていって、通年でこちらのほうへ呼び込みができるような、観光開発もやっていかなければならないと思えます。

それを、周辺の地域の皆さんと心をつなげて、取り組みをさせていただきたいというのが、現状での我々の思いでございますから、御質問にございました、どの地域、どの世代をとということにつきましては、今から関係するところと協議もさせていただいて、情報の共有化を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本日の同僚議員からの質問の中にもありました、生産現場をどうするのか。非常に大事なポイントだと私も考えております。

そのために、では、何がまず必要か、町長は1問目の質問のところで、国が地方の実態が見えていない、そういう趣旨の御答弁がございました。同じことが吉賀町の中にあると私は感じています。と言いますのは、合併前の旧柿木村の役場のことをいろいろ言われる方もありますが、やはり職員が本当に現場によく出向いていた。今の体制の中で、業務量との関係で、非常に難しい側面もあるかもしれませんが、そういう一つ一つの積み上げを、今、町がやって、生産者自体が今どうなっているのか。特に今、職員の方々、生産に直接本気でかかわってきていない人が事務

を行っている。そういう中で、今いる人たちのいろんな思いや声を聞く。そして、今ブランド化を進めているのであれば、もっと協力してもらえないかという、そういう話が、実際にはできていないと思います。

ある柿木の野菜等の生産者、例えばラッキョウ何かでも、「わしんところでもつくっとるで」と簡単に言われてしまいました。じゃあ、そのラッキョウのうちの幾らかが、農業公社の加工のほうに回すことができるのか。サフランについても、私も試しに100球をお借りしてやってみました。端境期的な時期であるということは言えますが、非常に細かい作業をしてやりましたが、それなりにちょっとなれないと難しいようにも感じましたが。

そういうものも含めて、町の側からもう少し現場に足を運び、現場の人たちと会話を重ねて事業を進めるという点が、この地域商社の事業を進める上でも大事だと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、発言の御趣旨は、先ほど10番議員のところでお答えをさせていただいたとおりでございます。

まさに生産現場のことがやはり一番大事になってまいります。そうした中で、吉賀町の状況も同じですよというお話がございました。まさにそうでございます。吉賀町もやはり農林業に限らず、それぞれの商工業も含めてでございますが、現場が見えていない。職員が、行政側が現場が見えていない。住民の方のやはり実態が見えていないというのが、問題なんだろうと思います。ですから、行政と住民の皆さんとの思いのところに乖離があったり、理解度に問題があったり、あるいは認識に問題があったりということだろうと思います。

ですから、幾らその行政のほうに、声高に、あれをしたい、これをしたい、地域商社をやりたいと言いながら、これもやはり賛同していただけることをやっぱり努めていかないと、物事が解決しませんし、我々の思いは当然成就しない。結果的に、それが施策として失敗をすると、こういうことになるわけですので、そうしたことがないように、肝に銘じて取り組んでいかなければならないと思います。

これは、ことさら農林業とか商工業とか地域商社とか、それに限ったことではございませんので、やはり職員が足しげく現場、住民の皆さんのところへ足を運んでいく。それから、積極的に職員みずからが地域にやっぱり飛び込んでいく。そうしたことをやはり心がけていかなければ、これは幾ら我々が言おうとも解決しない部分だろうと思いますので、それぞれの職員の認識として、そうしたことをやっぱり気にとめていただく。そのことをやはり管理職としても、日々の業務の中でお話をさせていただかなければならない部分だろうというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、答弁されたように努力をしていただきたいと思ひますし、そのときに、個々の生産者もですが、生産者同士のつながり、組織、そういうものを大切にしたい取り組みが求められていると思ひます。大切にしたいというのは、つながりがなければつながりをつくるということも含めてです。そして、お互いが今も一定の組織、団体という中で、つながりをそれぞれのところが持っています。そのつながりをさらに高度化する。そういうところまで知恵をはせて事業の展開をする。そういうことについて、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 商社に限らず、役場の仕事は何でもそうだと思います。

生産者、これは農林業の現場のお話にもなりますけど、それに限らず、策を展開をしようと思えば、我々の思いをまず現場にお伝えさせていただいて、現場にたくさんの方がいらっしゃる、組織、団体がたくさんあるわけですので、そこをしっかりとつなげていかないと事は前に進まない、成功しないというわけですので。地域商社何かはまさにそのとおりでございまして、既存のやはり組織があるわけですので。

今回、ほかの議員さんからも財団法人のその構成団体のお話であったり、既存組織との連携のお話であったり、たくさんお話をいただいているわけですので、そこをやっぱりつないでいくという作業がやはり一番大切になってくると思ひますので、そこは念頭に置きながら、施策を展開してまいりたいというふうに考えておるところでございします。

○議長（安永 友行君） 11倍、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、町長言われたように、農業、林業というところ以外のほかのところにおいても、同じことが言えるというふうに私もいつも感じております。そういう中で、私もできるだけのことを、吉賀町の産業振興という部分で積極的な取り組みをし、何よりも所得、収入、そこに結びつく、そういうものにしていけるように、力を尽くしていくということを述べて、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、11番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩し、けさほどおつなぎしました議案上程を行いますので、よろしくお願ひします。

午後3時05分休憩

.....

午後3時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第2．議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第31号請負契約の変更について（町道朝倉真田線七村橋補修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第31号請負契約の締結についてを上程をさせていただきます。なお、この案件につきましては、突然の上程ということになりまして、大変御迷惑をおかけしたところでございます。私からも、深くお詫びを申し上げたいと思います。

請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月13日提出。吉賀町長岩本一己。

記。

- 1、契約の目的、平成31年度町道朝倉真田線七村橋補修工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札における文書契約（当初）でございます。
- 3、契約工期、変更後、令和2年5月29日、変更前は、令和2年3月の16日でございます。したがって、工期延長期間は74日間となるものでございます。
- 4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町柿木村大野原508番地、開盛建設株式会社、代表取締役社長村上英司でございます。

詳細につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 詳細説明に入ります前に、一言お詫びを申し上げたいと思います。

この請負契約の変更についての議案でございますけれども、本来なら3月の10日、3月補正予算を議決いただいた直後に上程をさせていただくべきものでございました。

しかしながら、私が、契約金額4,749万6,900円のこの契約金額にのみ注目をしてしまいまして、本来なら請負対象額が5,000万円を超えておりますので、議会の御承認を得るべく上程をさせていただくべきものでございました。

本日に至りましたことに対しまして、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、参考資料の1ページを利用しまして、それから2ページに図面をつけております。このページを利用しまして、詳細の説明をさせていただきたいと思います。

工事名でございますけれども、平成31年度町道朝倉真田線七村橋補修工事でございます。

工事場所でございますけれども、吉賀町真田地内でございます。

工期は、令和元年11月12日から、令和2年5月29日でございます。

主な工事内容といたしましては、塗りかえ塗装工一式、橋梁補修工一式でございます。

主な変更内容でございますけれども、当初は工期を令和2年3月16日としておりました。この橋梁でございますけれども、2ページの図面を見ていただきたいと思いますが、床版構造をもった部分と、それからトラス構造をもった部分の2つの、2種類の複合橋になっておるところでございます。この橋梁のトラス部分、図面を見ていただきますと、上側の図面ですが、向かって左側のトラス部分の橋の塗膜よりPCBが検出されたものでございます。このPCBを処理するためということで、塗装業者を探しましたところ、うまくその業者が見つからなかったということで、不測の時間がかかってしまったために、74日間の工期延期をお願いをするというものでございます。

基本的な修理の内容につきましては、主にトラス橋のものでございまして、今言いましたように、塗膜と言いましょうか、塗装の塗りかえ。それから、床版が傷んでおりますので、床版を取り除きまして、新しくコンクリートの製品の床版をつけかえるというものが、主な内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 記憶で質問して申し訳ないのですが、この発注があったときにPCBという特殊な塗膜というか塗料が使ってあるから、それは人体に影響があることから産業廃棄物というか特殊な業者さんへお願いせんとということで、たしか岡山のほうにあるみたいというような、話ではされたような気がするのですが、それで、そういうのを剥がしても飛散するわけではないから、集めて、何か特殊な袋へ入れたものを、しばらくして出すということでしよう。ということになれば、剥がすのが、これより前だったら、別に工期を延ばさなくても、工期内でそういうことはできたと思うのですよ。

それで、なおかつその袋へ入った処理品は、過ぎてからでもいくらでもできるような気がするのですが、その辺、どうだったのですかね。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

塗膜を取る作業でございますけれども、PCBが、塗膜の中に検出をされました。これによりまして、剥がすときに、塗料が飛び散らないように完全に密封をする、密室をつくる必要がござ

います。その中で、塗膜を落とし、塗膜を決して外に出さないようにする必要があります。その塗膜を、今、議員が言われましたとおりに、集めて、その集めたものについては、今度は、別の事業としてそれを廃棄処理するというものでございます。

今回、その塗膜を処理するというよりも、塗膜を剥がす、塗りかえるという塗装業者がすぐに見つからなかったということで、時間がかかってしまったというような内容となったものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そういう中で、では実際にこの工事、現場で直接橋梁等の作業に当たるのは、最初の日、いつごろから現場でかけられる予定になっているか、わかる範囲でお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） この工事全体の圧縮した工期を考えますと、約2カ月ちょっとあればできる、そういう工事でございます。それは、塗膜を落として塗りかえる。それから、床版を落として、既製品の床版を据えていくという事業でございますので、普通の橋梁のように、橋梁の上に型枠を張って、床版のための鉄筋を組んで、そういった作業があるわけではございませんので、そういった部分につきましては、業者さえ見つかればすぐにできるというものでございました。

しかしながら、11日のところで、改めて業者とといたしましうか、業者が決まりましたので、請負業者と工程会議をさせていただきました。そのときに、判明をしましたのが、新型コロナウイルスの感染予防の対策のために、防護服が、納期が全く定まらないという情報をもたらされたということでございます。

といたしますのは、PCBが含まれておりますので、橋体自体を完全に密封をいたします。そうした上で、防護服をつけて、マスクをつけて作業に入ります。

これは、皆様方も御存じのとおり、よく消毒をしているときに着ておられるつなぎの服があると思います。あれのようなものでございます。

その防護服が、今の新型コロナウイルスの感染対策のために、納期が全然定まらない状態になっているという情報がございます。そういった状況でございますので、この服が手に入らなければ、塗膜を落とす作業に入れられないという状況も見ておまして、今後、予断を許さないという状況になっているところが、今の現実でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 橋梁塗膜にPCBということで、不測の日数を要すということですが、今度、塗装する塗料は、PCB含まれていないはずですよ。それで、一体何年間もつわけですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきます。

どのぐらいの期間もつかということでございますが、一般的な橋梁は、大体10年から15年、まあ20年もてばというふうに考えております。

現在の塗装だからといって、いたずらに期間が延びるものでもございませんし、非常にいいものが開発されたわけでもございません。

ただ、含まれているものが、危険でなくなったものというふうに、どんどん変わってはいきますけれども、やはり塗りかえということになりますと、10年、15年から20年スパンでは、塗りかえていかないとならないというものであろうというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） その剥離作業ですが、これは、橋梁全体を、下部をするときに、川のほうへ落下する恐れはないということですね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。完全に密閉しますので、一切、河川の中に落とすことはございません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど、新型コロナウイルスの関係で、防護服が入らないという状況で、このたびの延期期間74日間ではありますが、それまでにはという見通し等について、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思っております。

今回、74日間延期をさせていただきました。そのときには、こちらとしましても、何とか雨期までには完成をさせたいというふうに考えておりました。しかしながら、今回、今申しましたとおりの状況になっているということではございます。

今回、74日間ということにしましたのは、国のお金でございますので、中国財務局との繰り越しの協議をしております。まず、中国財務と話し合っ、決まった工期について延ばすことができます。その後は、工事の状況によってそれぞれ延ばしていくということになりますので、も

しこのまま工事が進められないということになりますと、5月の29日が工期でございます。それ以前のところで、議会のほうに、またお諮りをさせていただいて、工期の延期ということについて、上程をさせていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第31号請負契約の変更について（町道朝倉真田線七村橋補修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

御苦勞でございました。

午後3時33分散会
